

忍野村一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

忍 野 村

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間	4
第4節 対象区域及び廃棄物の範囲.....	4
第5節 関係法令	5
第6節 計画の進行管理.....	6
第7節 一般廃棄物を取り巻く動向.....	7
(1) 国の動向	7
(2) 山梨県の動向.....	9
(3) 国際的な動向.....	9
第2章 地域特性	11
第1節 忍野村の概況.....	12
第2節 気候特性	13
第3節 人口動態	14
第4節 土地利用状況.....	15
第5節 産業の動向	16
(1) 農業の動向.....	16
(2) 工業の動向.....	17
(3) 商業の動向.....	19
第6節 水環境の状況.....	20
(1) 本村の水系.....	20
(2) 忍野八海について.....	20
(3) 河川等の水質状況.....	22
第3章 ごみ処理基本計画.....	27
第1節 忍野村のごみ処理の状況及び実績.....	28
(1) ごみ処理の現状.....	28
(2) ごみの収集・運搬体制の状況.....	30
第2節 ごみ処理の実績及び評価.....	32
(1) ごみ質分析結果.....	32
(2) ごみ排出量.....	34
(3) 中間処理の状況.....	36
(3) 類似団体との比較.....	39
第3節 ごみ処理の課題の整理.....	41
(1) 家庭系ごみ.....	41

(2) 事業系ごみ.....	41
(3) リサイクル率.....	42
(4) 課題の抽出.....	42
第4節 ごみ排出量等の予測.....	44
(1) 将来人口の予測.....	44
(2) ごみ量等の予測.....	45
第5節 ごみ処理基本計画の基本的事項.....	49
(1) 基本理念.....	49
(2) 基本方針.....	49
(3) SDGsとの関連性.....	50
(4) 基本目標.....	51
第6節 基本目標.....	55
(1) 国の目標.....	55
(2) 県の目標.....	55
(3) 本村の目標設定.....	56
第7節 目標達成のための施策.....	57
(1) 施策体系.....	57
(2) 施策の行動目標.....	58
(3) プラスチックごみ削減の推進.....	65
(4) 食品ロス削減の推進.....	67
第8節 個別計画.....	69
(1) 収集・運搬計画.....	69
(2) 中間処理計画.....	71
(3) 最終処分計画.....	72
第4章 生活排水処理基本計画.....	73
第1節 生活排水処理の現状.....	74
(1) 生活排水の処理体系.....	74
(2) 生活排水の処理実績.....	75
第2節 生活排水処理の体制.....	77
(1) 収集・運搬の状況.....	77
(2) 現有施設の状況.....	77
(3) 生活排水処理経費の状況.....	78
第3節 生活排水処理の課題の整理.....	79
(1) 下水道.....	79
(2) 合併処理浄化槽.....	79
(3) 単独処理浄化槽.....	79
(4) し尿（汲み取り）.....	79

(5) 収集・運搬.....	79
第4節 生活排水処理基本計画の基本的事項.....	80
(1) 基本理念.....	80
(2) 基本方針.....	80
(3) 目標年次.....	81
(4) 生活排水の人口・処理量予測.....	81
(5) 基本目標.....	86
第5節 個別計画.....	87
(1) 抑制・再資源化計画.....	87
(2) 収集・運搬計画.....	89
(3) 中間処理計画.....	90
(4) 最終処分計画.....	91
(5) その他.....	91
第5章 その他の施策.....	93
第1節 災害時の廃棄物処理に関する対応.....	94
(1) し尿処理の対応.....	94
(2) 可燃ごみ・粗大ごみの処理.....	94
第2節 再資源化に係る協力体制の整備.....	95
(1) 事業者の協力.....	95
(2) 村民の理解と協力.....	95
第3節 不法投棄対策.....	96
(1) 現状把握.....	96
(2) 看板、柵、監視カメラの設置.....	96
(3) 村民の協力.....	96

第 1 章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

忍野村（以下「本村」とします。）の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、平成24年3月に策定され、平成29年3月に見直しを行い、令和3年度で満了となります。

その間、国際的にあらたな変化があり、持続可能な世界を目指し、平成27年（2015）9月に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連において採択される等、SDGsの掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。

国においては、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定した「第五次環境基本計画」が平成30年（2018）4月に閣議決定がなされ、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。その2ヶ月後の6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの中長期的な方向性が示されています。

また、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、令和3年（2021）3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、「プラスチック使用製品設計指針」、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「市町村の分別収集、再商品化」、「製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化」、「排出事業者の排出抑制及び再資源化等」について定められています。

更に、SDGsの目標において、食糧廃棄の減少が言及される等、その削減が国際的にも重要な課題となっており、国においても食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」と位置付けました。

このような社会状況に加え、本計画が満了を迎えることから、設定した目標達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて本計画を策定します。

また、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進等の廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえて策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけを以下に示します。

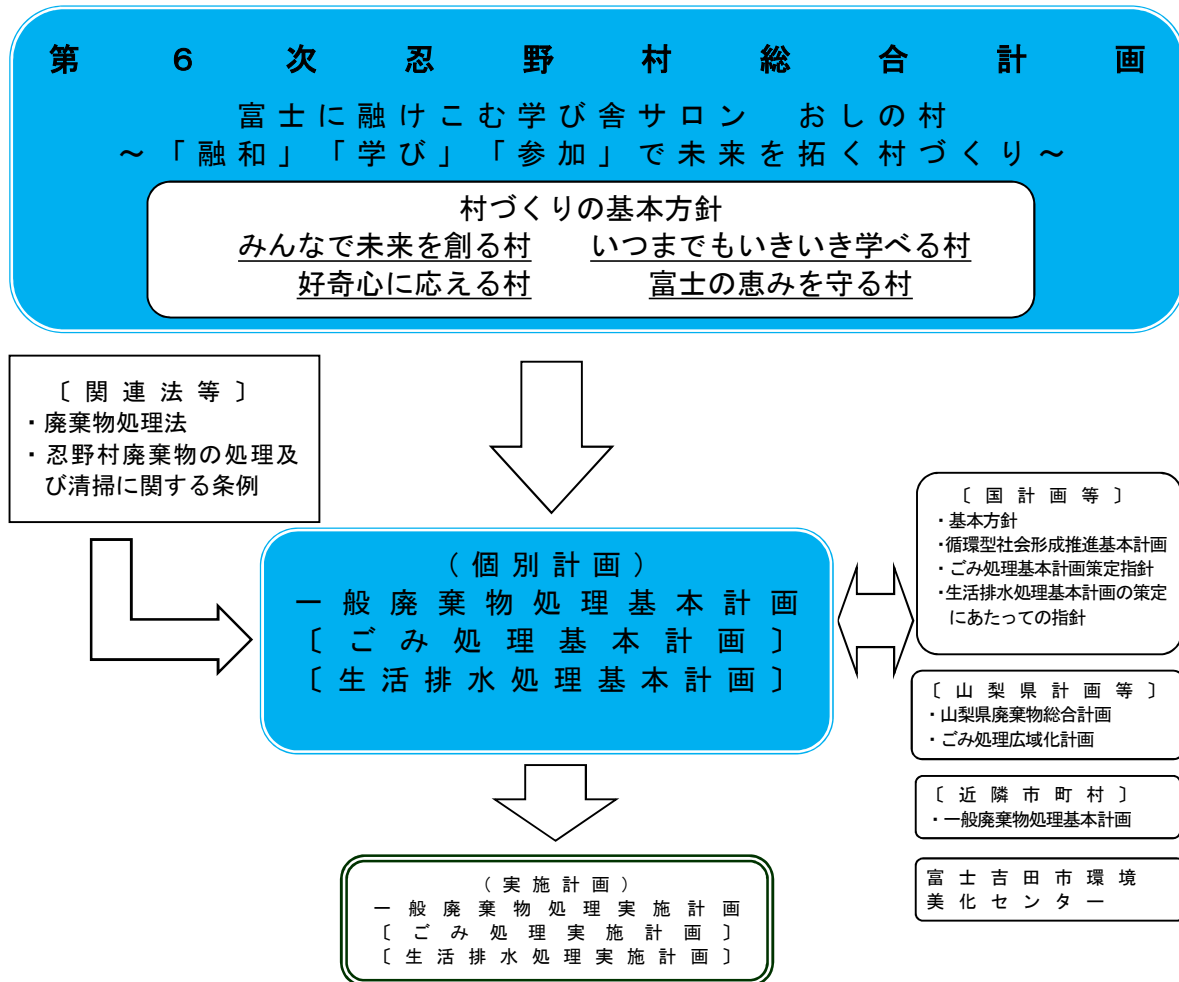


図 1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、10年後の令和13年度までを計画期間とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に行っていくため、中間目標年度として令和8年度を設定します。

一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や施策等についての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検証し、必要に応じた新たな対応を講じていくものとします。



図 1-3-1 計画目標年度

第4節 対象区域及び廃棄物の範囲

対象区域は、本村の区域全域とし、廃棄物の範囲は次のとおり示します。

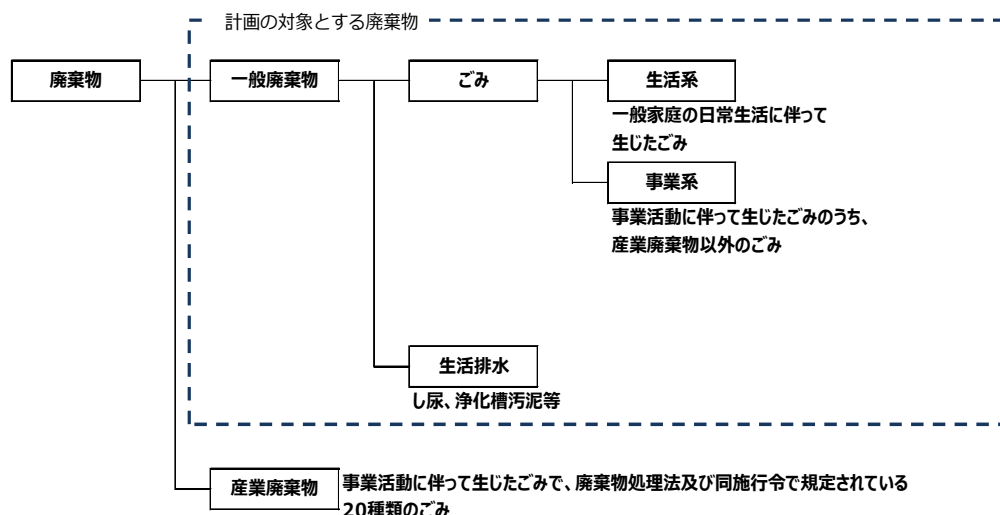


図 1-4-1 対象廃棄物の範囲

第5節 関係法令

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた法体系を以下に示します。



図 1-5-1 計画関連法令等

第6節 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、更にそれを次の取組に反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本村の環境に大きな変化が生じた場合は、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。

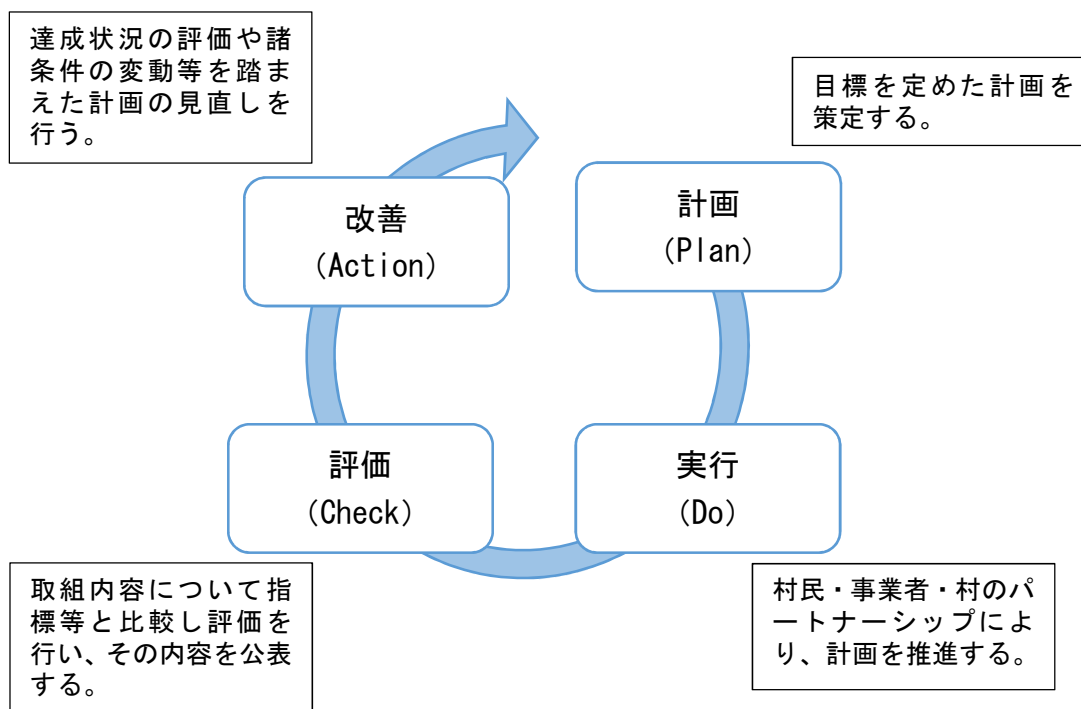


図 1-6-1 PDCA サイクル

第7節 一般廃棄物を取り巻く動向

(1) 国の動向

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)では、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処等が必要であると、プラスチックやバイオマス等の徹底した資源循環を掲げました。また、自治体レベルから全国レベルに渡る災害廃棄物対策の推進等を掲げました。

2) 「プラスチック資源循環戦略」の策定

海洋プラスチック問題や地球温暖化問題に対応するため、令和元年5月に策定されました。

戦略では、「3R+Renewable(代替素材)」を基本原則として、廃プラスチックの発生抑制、資源化の推進、海ごみ対策の推進等を掲げています。

また、容器包装リサイクル法の省令が改定され、令和2年7月よりレジ袋の有料化(無償配布禁止)制度が導入されました。

【基本原則】

3R+Renewable(代替素材)

【重点戦略】

- ワンウェイプラスチックの使用削減
- プラスチックの分別収集の推進
- 再生材・バイオプラスチックの利用促進
- ポイ捨て・不法投棄の撲滅に向けた措置の強化
- 途上国における対策支援
- 資源循環関連産業の支援・振興
- プラスチック代替品やリサイクル技術の開発・導入支援

【今後の戦略展開】

①2025(令和7)年までに

- ・プラスチック製容器包装・製品のデザインをリユース、リサイクル可能にする。

②2030(令和12)年までに

- ・ワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制する。
- ・プラスチック容器包装の6割をリユース、リサイクルをするよう目指す。
- ・プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す。
- ・バイオマスプラスチックを約200万トン導入するよう目指す。

③2035(令和17)年までに

- ・使用済みプラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効活用する。

3) 食品ロス削減推進法の制定・施行

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)は、令和元年10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力等を求めています。

令和2年3月31日、国は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

【基本的施策】

- 教育及び学習の振興、普及啓発
- 食品関連事業者等の取組に対する支援
- 表彰
- 実態調査及び調査・研究の推進
- 情報の収集及び提供
- 未利用食品を提供するための活動の支援等

目標指標		
指標の内容	基準(2000(平成12)年度)	目標(2030(令和12)年度)
家庭系食品ロス量	433万t	217万t(基準年の半減)
事業系食品ロス量	547万t	273万t(基準年の半減)

※家庭系食品ロス量 276万t 2018(平成30)年度実績

※事業系食品ロス量 324万t 2018(平成30)年度実績

(2) 山梨県の動向

1) 第4次山梨県廃棄物総合計画

山梨県は、循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成23年8月に「第2次山梨県廃棄物総合計画」、平成28年3月に「第3次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。この計画に基づき進めてきた廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進等の廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、令和3年3月に「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としています。

(3) 国際的な動向

1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の採択

平成27年9月、持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGs は、令和12年を期限とする17の目標 (ゴール) と169のターゲットからなっています。

「令和12年までに小売・消費レベルにおける1人当たりの食料の廃棄を半減させる」というターゲットは、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減目標にも反映されています。



2) 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有

海洋プラスチックごみ問題の深刻化を受け、令和元年6月にG20大阪サミットでは、「令和32年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにする」こと等を盛り込んだ「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が公表されました。

各国では、ワンウェイプラスチック製品を規制する等の法整備が進められています。

3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

新型コロナウイルス感染症拡大は、世界全体の経済、社会活動において大きな影響を及ぼしています。

我が国においても、廃棄物関連では、経済活動の停滞に伴い、産業廃棄物の排出が減少する一方で、家庭生活では、不要不急の外出自粛に伴う「巣ごもり」の影響で、テイクアウト食品の容器、食品トレー、ペットボトル等のほか、衛生目的で使用されるマスクやフェイスガード、オンラインショッピング購入商品の梱包材等、プラスチックごみが急増しています。新型コロナウイルス感染症拡大の防止に対応するためにも、プラスチックごみの3R促進は急務となっています。

第2章 地域特性

第1節 忍野村の概況

忍野村は、山梨県の東南部の富士山の麓にあります。忍野村は、北東に都留市、北西に富士吉田市、南に山中湖村があり、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、山中湖村、道志村とともに南都留郡に含まれています。

南に富士山（標高3,776m）、東に石割山（標高1,413m）といった山々に囲まれた標高936mの場所にあり、山中湖から流れ出る桂川とその支流に新名庄川の2つの川が東西に流れており、忍野八海にみられるように湧水が豊富で水質が良く、水量・水温ともに安定しています。

忍野村は東西がおおよそ8km、南北がおおよそ4km程であり、総面積は25.05km²の広さがあります。

標高936mの高原の村であるため、米づくりの他に、高原にあった作物（高原野菜）が作られ、各地に送られています。また、忍野八海や山林等美しい自然に囲まれており、観光地として有名です。更に忍野村の豊かな自然や交通の便を活かして、世界的に有名な産業用ロボットメーカー企業やプラスチック製品製造企業が拠点として活躍しています。

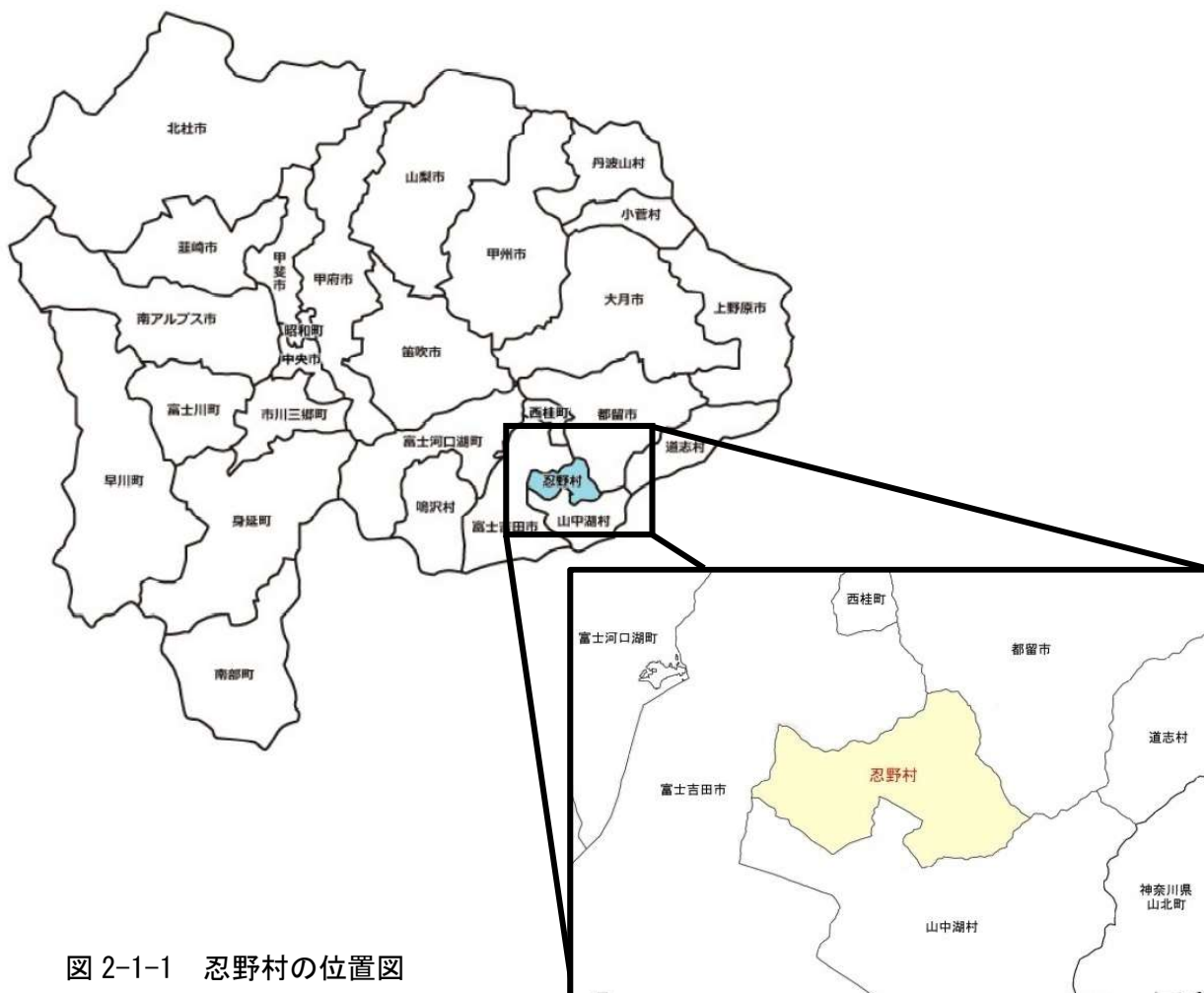


図 2-1-1 忍野村の位置図

第2節 気候特性

本村における平成22年度から令和2年度までの平均気温は、9℃～10℃であり、平均風速は1.0m/sec前後で推移しています。令和2年度の降水量は平成22年度と比べて少なくなっており、令和2年度の日照時間は平成22年度と比べて横ばいとなっています。

表 2-2-1 気象の概況

	平均気温 (℃)	平均風速 (m/sec)	降水量 (mm)	日照時間 (h)
H22	9.9	1.0	2,625.5	1,794.6
H23	9.3	1.1	3,193.0	1,890.1
H24	9.1	1.1	2,437.5	1,834.9
H25	9.8	1.1	1,969.5	2,012.2
H26	9.3	1.0	2,272.5	1,876.9
H27	10.3	1.0	2,223.5	1,759.8
H28	10.5	0.9	2,001.0	1,708.6
H29	9.5	1.0	2,054.0	1,908.1
H30	10.5	1.0	2,736.0	1,910.4
R1	10.5	1.0	2,502.0	1,755.3
R2	10.5	1.0	2,213.5	1,764.8
1月	0.8	0.8	155.5	135.8
2月	1.3	1.2	27.5	185.7
3月	4.4	1.4	156.0	169.1
4月	6.5	1.5	261.0	202.0
5月	14.0	1.2	93.5	170.7
6月	18.3	1.1	260.0	130.5
7月	20.1	1.0	696.0	56.2
8月	23.1	0.8	63.5	224.5
9月	18.8	0.8	159.0	89.1
10月	11.1	0.6	317.0	79.0
11月	7.4	0.8	19.0	161.4
12月	0.4	0.8	5.5	160.8

資料：山梨県 山中地域気象観測所（気象庁）

第3節 人口動態

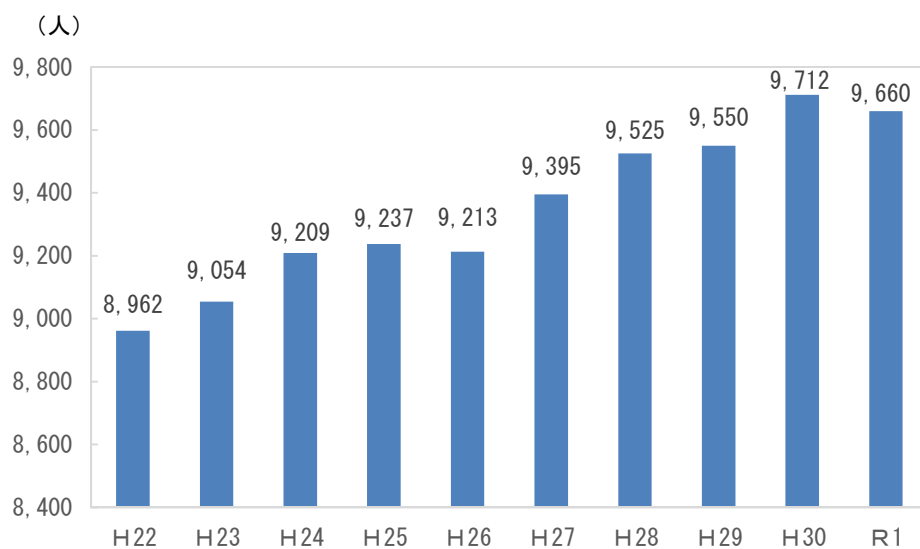
本村における行政区域人口の推移を表2-3-1、図2-3-1に示します。

平成22年度から令和元年度までの人口は、増加傾向を示しています。

令和元年度の人口は、9,660人であり、平成22年度から約7.7%、平成26年度から約4.9%増加し、前年度（平成30年度）から約0.5%減少しています。

表2-3-1 行政区域人口の推移

年	総人口
H22	8,962
H23	9,054
H24	9,209
H25	9,237
H26	9,213
H27	9,395
H28	9,525
H29	9,550
H30	9,712
R1	9,660



※一般廃棄物処理実態調査結果のデータによる

図2-3-1 行政区域人口の推移

第4節 土地利用状況

本村の土地利用状況を表2-4-1に示します。

四方を山に囲まれた高原盆地で豊かな自然に恵まれており、山林が約53%を占め、宅地は約18%となっています。

表2-4-1 土地利用状況

区分	面積 (ha)	割合 (%)
山林	751.0	52.6
農用地	302.1	21.1
田	198.2	13.9
畑	103.9	7.3
宅地	258.0	18.1
原野	21.2	1.5
その他	96.5	6.8
総計	1,428.8	100.0

資料：山梨県統計年鑑H30（令和2年刊行） 平成31年1月1日現在

第5節 産業の動向

(1) 農業の動向

表2-5-1に示す農家世帯の推移について令和2年度の販売農家世帯数は、平成7年度から約80%減少しています。令和2年度の自給農家世帯数は、平成7年度から約20%増加しています。令和2年度の農家全体世帯数は、平成7年度から約40%減少しています。

表2-5-2に示す経営耕地面積の推移について令和2年度の田経営耕地面積は、1,800aであり、平成7年度から約88%減少しています。令和2年度の畑経営耕地面積は、平成7年度から約51%減少しています。令和2年度の樹園地経営耕地面積は、平成7年度から1,900%増加しています。

表2-5-1 農家世帯の推移

年	区分	世帯（戸）		
		販売農家	自給農家	農家合計
		世帯数	世帯数	世帯数
H7		282	185	467
H12		208	180	388
H17		152	231	383
H22		144	204	348
H27		102	208	310
R2		58	223	281

資料：2020 農林業センサス山梨県 令和2年2月1日現在

表2-5-2 経営耕地面積の推移

年	区分	経営耕地面積（a）			
		総面積	田	畑	樹園地
H7		22,842	15,118	7,714	10
H12		13,666	7,265	6,391	10
H17		9,819	5,933	3,876	10
H22		9,468	5,024	4,362	82
H27		7,550	3,319	4,225	6
R2		5,800	1,800	3,800	200

資料：2020 農林業センサス山梨県 令和2年2月1日現在

(2) 工業の動向

表 2-5-3 に工業に係る事業所数等の推移、表 2-5-4 に業種別事業所数等の内訳を示します。

平成 30 年度の事業所数は 41 であり、平成 20 年度の事業所数から約 20%減少しています。平成 30 年度の従業者数は 5,129 人であり、平成 20 年度の従業者数より約 57%増加しています。平成 30 年度の製造品出荷額は 37,005,713 万円であり、平成 20 年度の製造品出荷額より約 25%増加しています。

業種別事業所数の内訳は、建設業が一番多く、続いて宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、製造業となっています。

従業員数については、製造業が一番多くなっています。

表 2-5-3 工業に係る事業所数等の推移

年	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)
H20	51	3,273	29,502,741
H21	46	2,729	10,356,455
H22	45	3,178	26,603,091
H23	42	3,428	34,927,852
H24	42	3,414	28,328,850
H25	45	3,449	27,597,708
H26	45	3,863	33,126,314
H27	43	4,480	35,599,464
H28	43	4,480	35,599,464
H29	41	4,745	29,183,899
H30	41	5,129	37,005,713

資料：山梨県統計年鑑 各年 12 月 31 日現在

※当該年度に調査が行われなかったものについては、その直近の数値を収録している。

表 2-5-4 業種別事業所数の内訳

産業中分類	H26			H28		
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数割合 (%)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数割合 (%)
農林漁業	2	11	0.47	3	20	0.76
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	95	531	22.09	88	475	22.22
製造業	63	3,809	14.65	62	4,538	15.66
電機・ガス・熱供給・水道業	2	3	0.47	—	—	—
情報通信業	3	6	0.7	2	6	0.51
運輸業、郵便業	6	45	1.39	5	58	1.26
卸売業、小売業	70	399	16.28	75	453	18.94
金融業、保険業	4	29	0.93	4	30	1.01
不動産業、物品賃貸業	9	19	2.09	5	9	1.26
学術研究、専門・ 技術サービス業	11	48	2.56	8	37	2.02
宿泊業、飲食サービス業	79	369	18.37	77	399	19.44
生活関連サービス業、 娯楽業	25	60	5.81	26	60	6.57
教育、学習支援業	14	114	3.26	7	16	1.77
医療、福祉	25	353	5.81	18	283	4.55
複合サービス業	2	12	0.47	2	15	0.51
サービス業 (他に分類されないもの)	14	247	3.26	14	135	3.54
公務 (他に分類されるものを除く)	6	783	1.39	—	—	—
総数	430	6,838	100	396	6,534	100

資料：経済センサス 各年10月1日現在

(3) 商業の動向

表 2-5-5 に本村における卸売業及び小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額を示します。

平成 28 年度の事業所数については、卸売業では 9 店であり、平成 19 年度より約 29%増加しており、小売業では 50 店であり、平成 19 年度より約 30%減少しています。総数は、平成 19 年度より約 24%減少しています。

平成 28 年度の従業者数については、卸売業では 47 人であり、平成 19 年度より約 18%増加しており、小売業では 307 人であり、平成 19 年度より約 7%減少しています。総数は、平成 19 年度より約 4%減少しています。

平成 28 年度の年間商品販売額については、卸売業では 299,200 万円であり、平成 19 年度より約 92%増加しており、小売業では 552,000 万円であり、平成 19 年度より約 28%増加しており、総数は、平成 19 年度より約 45%増加しています。

表 2-5-5 卸売業及び小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額

項目		年			
		H19	H24	H26	H28
卸売業	事業所数 (店)	7	9	9	9
	従業者数 (人)	40	48	48	47
	年間商品販売額 (万円)	156,042	127,437	127,119	299,200
小売業	事業所数 (店)	71	56	51	50
	従業者数 (人)	329	252	243	307
	年間商品販売額 (万円)	431,608	369,875	360,569	552,000
総数	事業所数 (店)	78	65	60	59
	従業者数 (人)	369	300	291	354
	年間商品販売額 (万円)	587,650	497,312	487,768	851,300

資料：山梨県統計年鑑 平成 19、28 年 6 月 1 日、平成 24 年 2 月 1 日、平成 26 年 7 月 1 日現在

第6節 水環境の状況

(1) 本村の水系

表 2-6-1 に本村における主な河川を示します。

本村には、1 級河川が 3 本、準用河川が 2 本流れています。

標高約 940m に位置する本村は、美しい水に恵まれています。「富士霊峰の名水」は、新富士火山の溶岩流やスコリア堆積物でろ過され、流下してきた新富士火山の浅層地下水です。

富士山の雪解け水が岩肌に染み、数十年の歳月をかけて地底を流れた透明な水が、忍野八海をはじめ村内の随所に湧き出しています。

表 2-6-1 本村にある主な河川

(単位：m)

河川名	川幅	水位	延長	流入先	種別
新名庄川	6~20	0.1	5,500	桂川	1級
桂川	20~40	0.6	7,800	相模川	1級
子の神川	12~30	0	1,600	新名庄川	1級
渋川	4~7	0.3	800	新名庄川	準用
阿原川	3~18	0.2	1,800	新名庄川	準用
立沢堀	5~10	0.1	600	相模川	準用

資料：富士・東部建設事務所

(2) 忍野八海について

忍野八海は八つの湧水池から成っています。

富士山に降り積もる雪解け水が、地下の不透水層という溶岩の間で、数十年の歳月をかけてろ過され、澄みきった水が湧き出しています。

忍野八海は、「形状、水質、水量、保全状況、景観、仏教思想（富士信仰）等」の観点から、昭和 9 年に国の天然記念物に指定され、昭和 60 年に環境庁から全国名水百選に選定され、また平成 6 年に県新富嶽百景選定地にも指定されました。

さらに平成 25 年 6 月に富士山が世界遺産として登録され、忍野八海は八つの池全てが富士山の価値を構成する資産となっています。

表 2-6-2 忍野八海概要の内容

出口池		構成資産番号 13	
面積：1,467 m ²	湧水量：34,000 m ³ /日	水深：0.5m	
忍野八海の中で一つだけ離れた場所にあり、最も面積が広い池。			

お釜池		構成資産番号 14
面積：24 m ²	湧水量：5,500 m ³ /日	水深：4m
忍野八海の中で最も小さい池。		

底抜池		構成資産番号 15
面積：208 m ²	湧水量：2,100 m ³ /日	水深：1.5m
大木や樹林が生い茂る静かな場所にある。		

銚子池		構成資産番号 16
面積：79 m ²	湧水量：680 m ³ /日	水深：3m
池の底の砂地から水がわいているのがよく見える。		

湧池		構成資産番号 17
面積：152 m ²	湧水量：2,700 m ³ /日	水深：4m
揺れ動く水面の景観が美しく、忍野八海を代表とする池。		

濁池		構成資産番号 18
面積：36 m ²	湧水量：28,000 m ³ /日	水深：0.5m
阿原川と合流している。現在井戸水が流入しているため濁っていない。		

鏡池		構成資産番号 19
面積：144 m ²	湧水量：64 m ³ /日	水深：0.3m
現在湧水量がとても少ない。		

菖蒲池		構成資産番号 20
面積：281 m ²	湧水量：170 m ³ /日	水深：0.5m
シヨウブ(サトイモ科)と外来種であるキシヨウブ(アヤメ科)等の植物がみられる。		

* 湧水量は、R2 年度忍野八海水質・流量検査結果

(3) 河川等の水質状況

きれいな川、緑豊かな水環境保全のために、本村において毎年2回、6か所水質調査を実施しています。

生活環境に係る環境基準を表2-6-3に示し、本村の河川の水質調査の結果を表2-6-4に示します。

表2-6-3 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2-6-4 村実施水質調査結果

桂川1 (尾崎橋)

項目		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ML)	全窒素 T-N (mg/L)	全磷 T-P (mg/L)
年度	月日								
H22	9月22日	7.6	0.5未満	1.8	4.0	7.7	2,800	1.8	0.15
	2月7日	7.8	0.6	1.4	0.5未満	9.5	700	2.1	0.23
H23	10月4日	7.8	1.9	3.0	5.2	8.5	13,000	0.4	0.034
	2月6日	7.8	1.1	2.1	1.8	12.0	78	0.16	0.013
H24	9月24日	7.5	0.9	1.7	0.8	7.9	24,000	0.38	0.018
	2月21日	8.2	1.5	3.3	5.9	12.0	430	0.69	0.046
H25	9月9日	7.7	2.0	6.1	25.0	8.2	35,000	1.2	0.12
	2月3日	7.9	0.9	1.5	0.9	13.0	350	0.76	0.056
H26	9月8日	7.7	0.7	4.9	17.0	8.5	1,700	1.1	0.11
	2月3日	7.5	0.5未満	2.0	3.8	11.0	20	0.52	0.05
H27	9月29日	7.6	1.2	2.8	3.4	8.5	460	0.28	0.023
	2月9日	7.4	1.0	2.4	3.0	12.0	49	0.27	0.027
H28	9月28日	7.7	0.5未満	1.7	1.6	8.5	330	0.73	0.063
	2月7日	7.7	1.0	2.2	4.4	12.0	110	0.24	0.023
H29	9月5日	7.6	0.5未満	4.1	17.0	8.4	490	0.87	0.11
	3月19日	7.7	0.7	2.3	3.2	11.0	33	0.12	0.021
H30	9月20日	7.6	0.5未満	2.6	4.2	8.2	17,000	0.18	0.024
	2月19日	7.6	1.4	2.0	5.8	12.0	33	0.21	0.03
H31	9月26日	7.6	0.5未満	1.6	0.8	8.5	460	0.43	0.047
	2月18日	7.5	0.9	2.6	5.4	12.0	220	0.16	0.021
R3	9月14日	7.6	0.6	2.2	2.4	7.8	7,900	0.13	0.017
	2月19日	7.8	0.9	3.0	2.0	12.0	330	0.23	0.022

: AA型

桂川2 (新名庄川)

項目		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ML)	全窒素 T-N (mg/L)	全磷 T-P (mg/L)
年度	月日								
H22	9月22日	7.7	0.5未満	1.0	0.5未満	7.0	3,300	0.8	0.16
	2月7日	7.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	7.5	330	0.78	0.16
H23	10月4日	7.7	0.6	1.7	2.6	8.2	13,000	0.74	0.089
	2月6日	7.7	0.5未満	0.9	0.5	8.8	490	0.56	0.120
H24	9月24日	7.7	0.5未満	1.0	0.5未満	7.4	9,200	0.84	0.130
	2月21日	7.8	0.5未満	0.6	0.7	8.0	230	0.93	0.160
H25	9月9日	7.7	0.6	0.5	1.0	8.0	9,200	0.87	0.16
	2月3日	7.8	0.5未満	0.5未満	0.8	7.5	330	1.0	0.120
H26	9月8日	7.7	0.5未満	1.2	0.5未満	7.6	2,400	0.87	0.16
	2月3日	7.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	7.8	78	0.69	0.15
H27	9月29日	7.7	0.5未満	0.6	1.0	7.7	790	0.64	0.110
	2月9日	7.2	0.5未満	1.0	0.8	8.4	2,400	1.8	0.120
H28	9月28日	7.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	7.5	790	1.0	0.150
	2月7日	7.7	0.5未満	1.0	0.5未満	7.8	330	0.67	0.140
H29	9月5日	7.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	7.9	7,900	0.64	0.15
	3月19日	7.9	0.5未満	0.7	1.0	8.7	230	0.6	0.120
H30	9月20日	7.6	0.5未満	0.6	1.2	7.7	4,900	0.63	0.120
	2月19日	7.6	0.5未満	0.5未満	1.2	8.8	79	0.54	0.13
H31	9月26日	7.5	0.5未満	0.6	0.5未満	7.5	2,800	0.66	0.140
	2月18日	7.6	0.5未満	0.6	1.0	8.7	790	0.56	0.120
R3	9月14日	7.7	0.5未満	0.6	1.2	8.1	1,700	0.49	0.110
	2月19日	7.7	0.5未満	0.6	1.2	8.2	3,300	0.96	0.140

: AA型

桂川3 (白久保橋)

項目		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ML)	全窒素 T-N (mg/L)	全磷 T-P (mg/L)
年度	月日								
H22	9月22日	7.6	0.5未満	0.8	1.6	7.1	4,900	1.1	0.15
	2月7日	7.7	0.5未満	0.5	1.2	8.0	1,300	1.1	0.15
H23	10月4日	7.6	0.8	1.7	5.1	8.3	16,000	1.1	0.10
	2月6日	7.7	0.5未満	0.9	1.3	8.8	3,500	0.87	0.13
H24	9月24日	7.7	0.5未満	1.0	0.5未満	7.7	9,200	1.1	0.12
	2月21日	7.7	0.5未満	0.7	0.5未満	8.1	1,100	1.3	0.15
H25	9月9日	7.7	0.5	0.9	1.7	7.7	13,000	1.2	0.16
	2月3日	7.7	0.7	0.7	1.9	7.9	490	0.6	0.12
H26	9月8日	7.6	0.5	1.3	0.7	7.7	9,200	1.2	0.18
	2月3日	7.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	7.9	230	0.97	0.14
H27	9月29日	7.6	0.5未満	0.8	1.4	7.6	1,100	0.92	0.11
	2月9日	7.4	0.5未満	0.6	0.6	8.4	920	0.94	0.14
H28	9月28日	7.7	0.5未満	0.5未満	0.8	7.9	1,700	1.3	0.13
	2月7日	7.7	0.5未満	0.6	0.6	8.2	1,300	0.91	0.14
H29	9月5日	7.6	0.5未満	0.5未満	0.6	8.3	4,900	0.91	0.15
	3月19日	7.7	0.5未満	0.5未満	1.0	8.5	3,300	0.88	0.12
H30	9月20日	7.6	0.5未満	0.6	1.6	7.9	4,600	0.89	0.11
	2月19日	7.6	0.5未満	0.5未満	2.2	8.8	330	0.84	0.13
H31	9月26日	7.5	0.5未満	0.8	1.2	7.8	4,900	0.94	0.13
	2月18日	7.6	0.5未満	0.5未満	2.0	8.9	330	0.92	0.12
R3	9月14日	7.7	0.5未満	0.8	1.2	7.7	3,300	0.77	0.11
	2月19日	7.6	0.5未満	1.1	0.6	8.1	790	0.97	0.14

: AA型

桂川4 (忍野橋)

項目		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ML)	全窒素 T-N (mg/L)	全磷 T-P (mg/L)
年度	月日								
H22	9月22日	7.9	0.5未満	0.9	0.6	8.6	1,300	1.0	0.15
	2月7日	8.0	0.5未満	0.5未満	0.8	11.0	790	0.98	0.14
H23	10月4日	7.9	0.6	1.9	8.0	9.5	16,000	1.1	0.12
	2月6日	7.9	0.6	1.0	0.8	10.0	1,700	0.83	0.13
H24	9月24日	7.8	0.5未満	0.9	0.5未満	9.4	2,800	1.1	0.13
	2月21日	6.8	0.5未満	0.6	0.8	8.5	170	1.2	0.16
H25	9月9日	7.8	0.5未満	1.3	1.4	9.7	1,300	1.2	0.16
	2月3日	8.0	0.5未満	0.7	1.5	9.8	170	0.87	0.13
H26	9月8日	7.8	0.6	1.2	0.5未満	9.5	2,800	1.1	0.15
	2月3日	7.8	0.5未満	0.6	0.5未満	10.0	130	0.9	0.15
H27	9月29日	7.8	0.6	0.6	0.8	9.4	2,200	0.85	0.12
	2月9日	7.7	0.5未満	0.5未満	0.6	10.0	240	0.91	0.14
H28	9月28日	8.0	0.5未満	0.7	0.6	9.5	1,300	1.2	0.14
	2月7日	8.0	0.5未満	0.7	0.6	10.0	180	0.9	0.15
H29	9月5日	7.7	0.5未満	0.5未満	4.6	9.9	3,300	0.83	0.16
	3月19日	7.9	0.5未満	0.5未満	1.0	10.0	330	0.82	0.13
H30	9月20日	7.9	0.5未満	0.5未満	1.0	9.6	3,100	0.86	0.13
	2月19日	7.9	0.5未満	1.6	8.6	10.0	240	0.86	0.15
H31	9月26日	7.7	0.5未満	0.8	0.8	9.9	490	0.88	0.14
	2月18日	7.8	0.5未満	0.5未満	1.4	11.0	330	0.88	0.13
R3	9月14日	7.7	0.5未満	0.8	1.2	9.0	1,300	0.77	0.12
	2月19日	7.9	0.5未満	0.5未満	1.4	10.0	790	0.94	0.15

: AA型

新名庄川1（銚子池横）

項目		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (MPN/100ML)	全窒素 T-N (mg/L)	全磷 T-P (mg/L)
年度	月日		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)			
H22	9月22日	7.4	0.5未満	1.2	1.0	7.9	1,300	2.1	0.13
	2月7日	7.5	0.5未満	0.5未満	0.8	7.9	790	2.3	0.13
H23	10月4日	7.3	0.5未満	0.9	0.9	7.7	3,500	2.5	0.11
	2月6日	7.5	0.5	0.7	1.1	7.9	9,200	2.7	0.12
H24	9月24日	7.5	0.7	0.7	0.5未満	8.2	5,400	3.0	0.12
	2月21日	7.4	0.5未満	0.9	1.3	8.4	16,000	2.7	0.14
H25	9月9日	7.5	2.0	1.0	3.7	8.0	16,000	2.5	0.15
	2月3日	7.4	0.5未満	0.5	0.5未満	7.9	330	2.0	0.11
H26	9月8日	7.4	0.5未満	1.3	2.0	9.5	1,700	2.3	0.15
	2月3日	7.3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	7.9	330	2.0	0.14
H27	9月29日	7.3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	7.8	2,400	2.0	0.12
	2月9日	7.1	0.5未満	0.6	1.0	7.7	490	2.3	0.14
H28	9月28日	7.6	0.5未満	0.5未満	2.0	8.2	2,800	1.9	0.11
	2月7日	7.4	0.5未満	0.7	0.5未満	7.7	490	1.9	0.13
H29	9月5日	7.3	0.5未満	1.0	2.8	8.6	490	1.6	0.15
	3月19日	7.5	0.5未満	0.5未満	1.4	8.5	3,300	1.9	0.12
H30	9月20日	7.4	0.5未満	0.5未満	0.6	7.5	7,900	1.8	0.11
	2月19日	7.3	0.5未満	0.5未満	1.2	8.0	1,100	2.2	0.14
H31	9月26日	7.2	0.5未満	1.0	2.2	8.1	1,100	1.9	0.11
	2月18日	7.2	0.5未満	0.5未満	0.8	8.4	1,300	2.4	0.11
R3	9月14日	7.4	0.5未満	0.5未満	1.4	8.1	1,100	2.2	0.12
	2月19日	7.4	0.5未満	1.2	1.2	7.8	240	2.3	0.13

: AA型

新名庄川2（桂川合流前）

項目		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 (MPN/100ML)	全窒素 T-N (mg/L)	全磷 T-P (mg/L)
年度	月日		(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)			
H22	9月22日	7.4	0.8	1.9	3.2	7.3	4,900	1.7	0.11
	2月7日	7.5	0.5未満	1.1	1.4	9.0	790	1.8	0.11
H23	10月4日	7.5	0.5未満	1.5	14.0	8.2	4,900	2.4	0.14
	2月6日	7.4	0.6	0.8	1.7	8.0	3,500	2.3	0.13
H24	9月24日	7.7	0.5未満	1.1	0.7	7.9	9,200	2.2	0.13
	2月21日	7.5	1.8	0.9	1.2	9.8	5,400	2.4	0.13
H25	9月9日	7.4	1.4	1.3	3.8	7.6	11,000	1.8	0.12
	2月3日	7.5	0.6	1.6	4.1	8.4	1,700	2.0	0.12
H26	9月8日	7.4	0.5未満	1.5	2.1	7.4	9,200	1.0	0.11
	2月3日	7.4	0.5未満	0.6	0.6	8.6	4,900	1.6	0.12
H27	9月29日	7.4	0.6	0.5未満	1.8	7.9	3,300	1.5	0.09
	2月9日	7.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	8.0	790	0.79	0.14
H28	9月28日	7.5	0.5未満	1.1	1.6	7.5	3,300	2.4	0.094
	2月7日	7.5	0.5未満	0.6	1.0	8.6	1,300	1.8	0.12
H29	9月5日	7.5	0.6	1.2	2.4	9.3	5,400	1.5	0.12
	3月19日	7.6	0.5未満	0.9	1.0	8.6	4,900	1.8	0.11
H30	9月20日	7.4	0.5未満	0.6	1.2	7.6	6,300	1.6	0.10
	2月19日	7.4	0.5未満	0.5未満	1.4	8.7	490	1.8	0.12
H31	9月26日	7.3	0.5未満	1.2	1.2	8.0	4,600	1.6	0.10
	2月18日	7.3	0.5未満	0.6	1.4	8.7	2,200	2.1	0.097
R3	9月14日	7.5	0.5未満	1.0	2.4	7.7	1,700	1.5	0.11
	2月19日	7.4	0.5未満	0.6	1.2	8.1	1,300	1.9	0.11

: AA型

水質調査結果を環境基準（河川）に照らし合わせると、pH 値、SS 値については、全か所で類型 AA を示し良好な結果であり、BOD については、類型 AA の値をほとんどが示し、2 か所で一部類型 A を示しています。DO については、3 か所で類型 AA を示し、3 か所で類型 B を示しています。

大腸菌群数については、類型 A、類型 B を示しており、課題の残る結果となっています。

第 3 章 ごみ処理基本計画

第1節 忍野村のごみ処理の状況及び実績

(1) ごみ処理の現状

本村のごみの収集は、家庭系ごみについては、主にステーション方式であり、資源ごみについては村内2か所にステーションを設置し、4地区（内野地区、忍草地区、平山地区、ファナック地区）で週1回時間及び指定集積場所での回収を行っています。

粗大ごみについては、民間業者へ委託し、3か所（内野地区、忍草地区、ファナック地区）へ年4回の収集日を設けています。また、本村の一般廃棄物処理施設である富士吉田市環境美化センターへ自己搬入することができます。事業系ごみについては、許可業者による収集運搬及び自己搬入となります。

収集された可燃ごみは、富士吉田市環境美化センターにて焼却処理し、不燃ごみ・粗大ごみ及び資源ごみのうち、びん・缶は富士吉田市環境美化センター内のリサイクルプラザに搬入・選別しており、可能な限り資源物の回収を行い、適正な処理を行っています。資源ごみのうち新聞紙・雑誌・段ボール、牛乳パック、古着、ペットボトル、発泡スチロール、白色トレイは直接リサイクル業者へ運ばれ、資源化されています。

また、焼却残渣、不燃性残渣については、「かいのくにエコパーク」で処分しています。

ゴミステーション



有価物ステーション



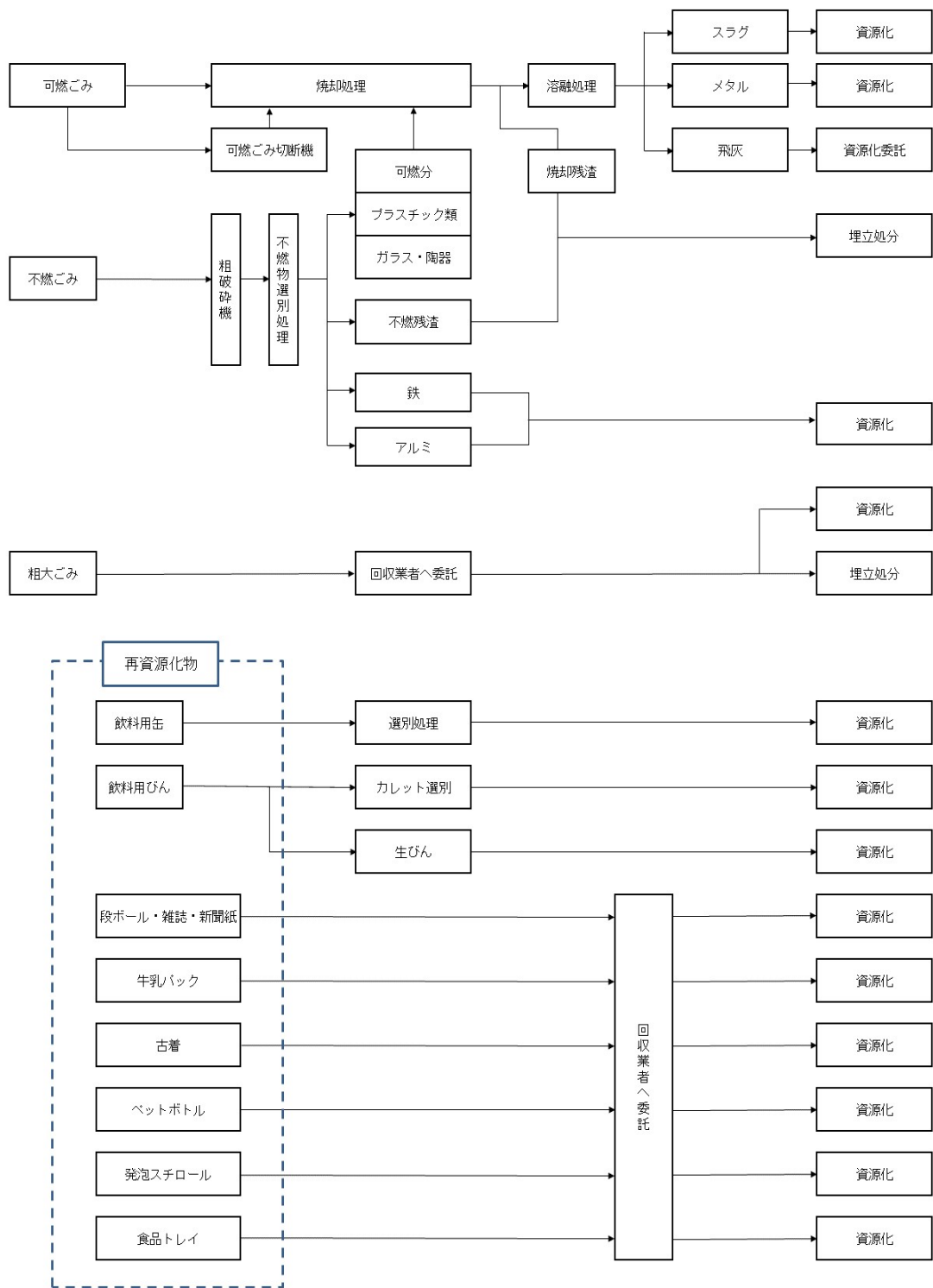


図 3-1-1 本村のごみ処理フロー

(2) ごみの収集・運搬体制の状況

1) ごみの分別収集

ごみの分別収集の状況を表 3-1-1 に示します。

表 3-1-1 ごみの分別の状況

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		
不燃ごみ		
資源物	紙類	新聞紙・雑誌・段ボール 牛乳パック
	缶	アルミ缶 スチール缶
	びん	日本酒の一升瓶やビールびん等、何度も再利用できるびん ウイスキー・ワイン・焼酎・酢・油等のびん類
	ペットボトル	リサイクルマークのついたペットボトル
	発泡スチロール	段ボール、紙等の付着していないもの
	白色トレイ	白色に限ったトレイ
	食用油	家庭で不要になった食用油
	紙容器（ティッシュペーパー）	菓子箱、ティッシュペーパー類、厚紙等紙製容器
	古着※1	まだ着られる古着
粗大ごみ		小型家電、自転車、家具、鉄くず、ストーブ類、布団、 タイヤ（1回の搬入につき5本まで）、バッテリー等

※1：令和2年5月より新型コロナウイルス感染症対策のため一時回収を中止しています。

2) ごみの種別、収集・運搬体制の状況

ごみの種別、収集・運搬体制の状況を表 3-1-2 に示します。

表 3-1-2 ごみの種別、収集・運搬体制の状況

排出形態	ごみ種別	収集・運搬	中間処理	最終処分等	
家庭系ごみ	収集	可燃ごみ	委託	富士吉田市に委託	資源化
		不燃ごみ			
		粗大ごみ			
		資源（びん・缶）			
		資源（古紙類・古着・牛乳パック・ペットボトル）			
	一般搬入	可燃ごみ	直接搬入	富士吉田市に委託	
		不燃ごみ			
		粗大ごみ			
		資源（びん・缶）			
		資源（古紙類・古着・牛乳パック・ペットボトル）			
事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ	富士吉田市に委託		
		不燃ごみ			
		粗大ごみ			
特定家庭用家電機器 資源有効利用機器	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、	指定引取業者			

3) ごみ収集の状況

本村におけるごみ収集の状況を表 3-1-3 に示します。

表 3-1-3 本村のごみ収集の状況

収集体制	委託	委託	許可	委託
分別種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
収集回数	2回/週	1回/週	4回/年	1回/週
収集方式	ステーション方式		村指定の集積場所	
手数料	無料	無料	有料	無料

4) ごみ処理施設の状況

本村の中間処理は、富士吉田市環境美化センターで処理しています。富士吉田市環境美化センターの概要を表 3-1-4 に示します。

表 3-1-4 中間処理施設の概要

名称	富士吉田市環境美化センター	
所在地	山梨県富士吉田市小明美3丁目11番32号	
処理施設	焼却施設	リサイクルプラザ
処理能力	焼却炉 : 170 t / 日 (85 t / 日 × 2 炉) 灰溶融炉 : 20 t / 日	資源系 (びん類・缶類) : 18 t / 日 不燃系 (粗大ごみ) : 12 t / 日
稼働時間	1日24時間	1日5時間
炉形式・処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式) 灰溶融炉 (プラズマ式)	選別・破碎・圧縮処理
竣工年	平成15年3月	

第2節 ごみ処理の実績及び評価

(1) ごみ質分析結果

可燃ごみの種類組成、三成分値^{*1}、低位発熱量^{*2}及び単位体積重量^{*3}は、4回/年実施するごみ質分析調査の各年度の平均値を示しています。

図3-2-1に可燃ごみの種類組成を示します。

平成28年度から令和2年度の種類組成をみると、紙類とプラスチック類の割合が多く、合わせると種類組成の50%以上を占めています。

令和2年度の種類組成は、平成28年度と比べると紙類、布類、ゴム類、厨芥類、金属類、その他が減少し、草木類、プラスチック類、ガラス類、セトモノ類、砂石類が増加しています。令和元年度と比べるとプラスチック類、厨芥類、金属類、砂石類、その他が減少し、紙類、布類、草木類、ゴム類、ガラス類、セトモノ類が増加しています。

図3-2-2に可燃ごみの三成分値を示します。

令和2年度の三成分値は、平成28年度と比べると、可燃分、灰分が減少し、水分が増加しています。令和元年度と比べると、可燃分、灰分が減少し、水分が増加しています。

図3-2-3に低位発熱量及び単位体積重量を示します。

令和2年度の低位発熱量は、平成28年度と比べると、約29%減少しており、令和元年度と比べると約17%減少しています。

令和2年度の単位体積重量は、平成28年度と比べると、約9%増加しており、令和元年度と比べると、横ばいになっています。

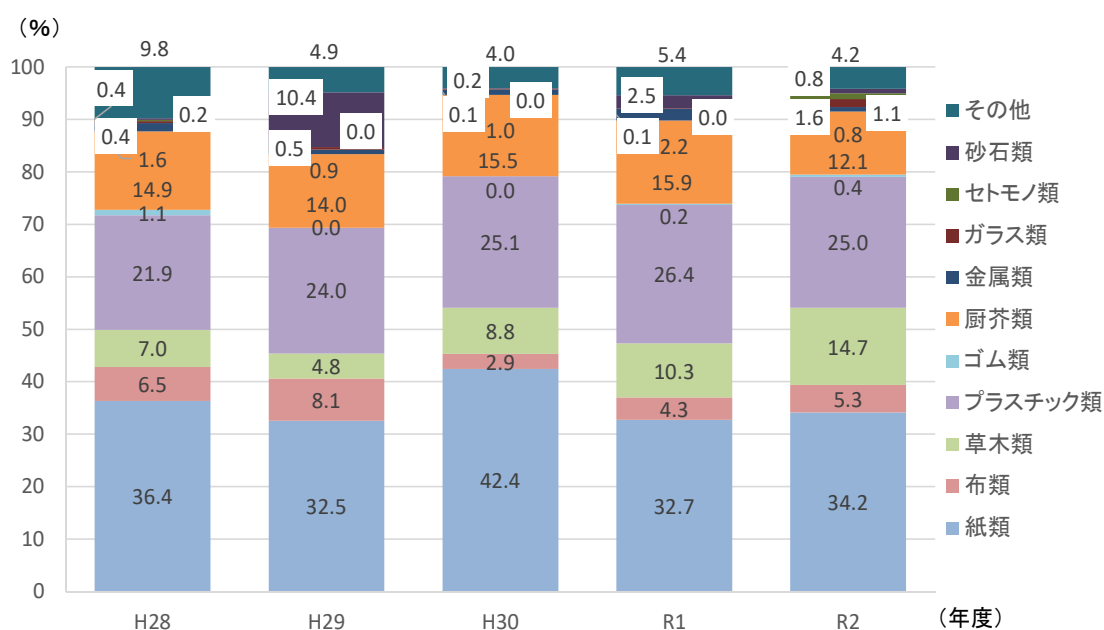


図3-2-1 可燃ごみの種類組成の実績

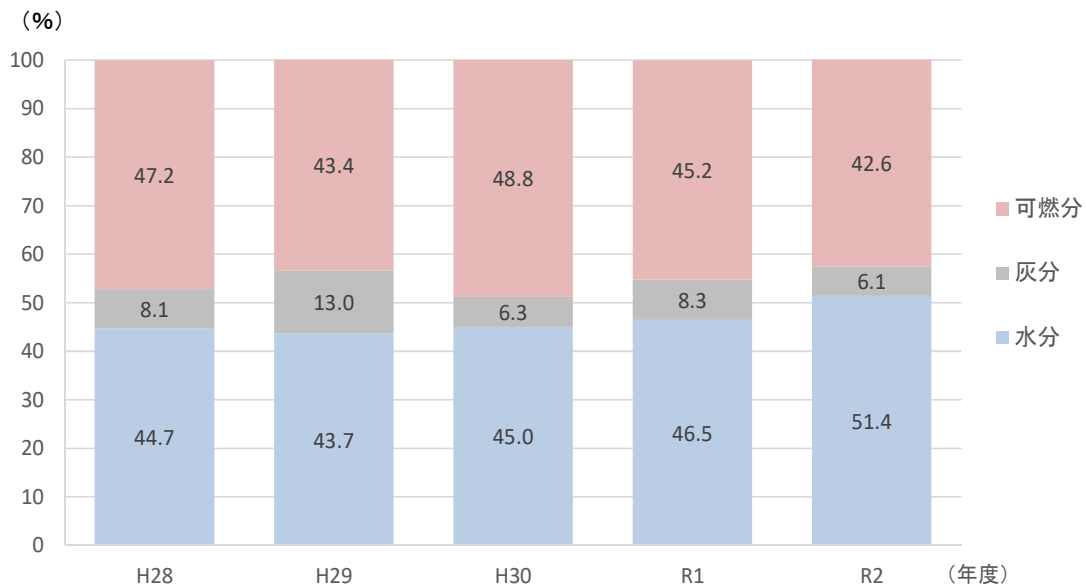


図 3-2-2 可燃ごみの三成分値の実績

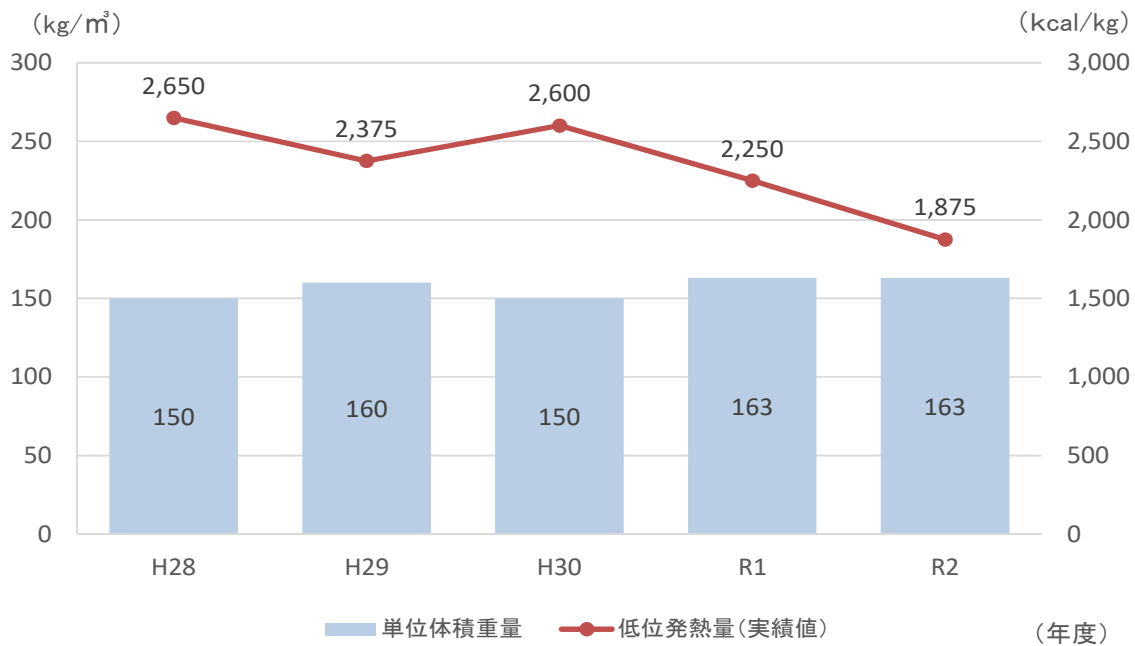


図 3-2-3 可燃ごみの低位発熱量及び単位体積重量の実績

- ※1 三成分値：ごみの性状を把握するために、燃やせるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの
- ※2 低位発熱量：燃やせるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの
- ※3 単位体積重量：燃やせるごみの単位重量あたりの体積

(2) ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

図 3-2-4 に本村のごみ排出量の実績を示します。

令和 2 年度のごみ排出量は 4,169t であり、平成 28 年度から 1.5%の減少を示しており、前年度から 2.2%増加しています。

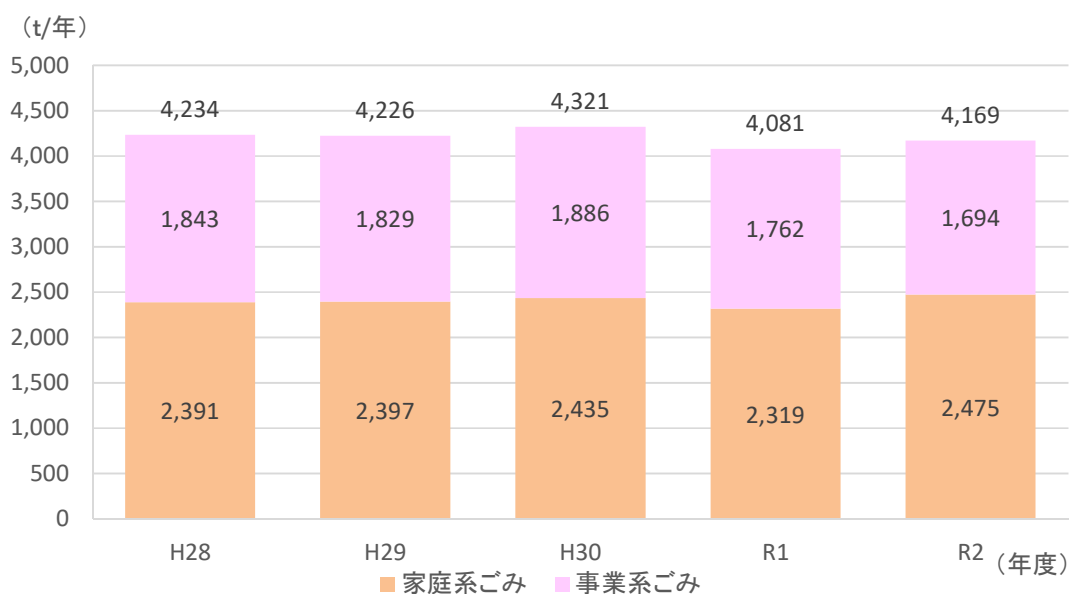


図 3-2-4 ごみ排出量の実績

2) 1人1日当たりのごみ排出量の実績

図 3-2-5 に本村の1人1日当たりのごみ排出量の実績を示します。

令和 2 年度のごみ排出量は 1,178g/人・日であり、平成 28 年度から 3.3%減少しており、前年度から 2.1%増加しています。今後、減量化を推進していく必要があります。

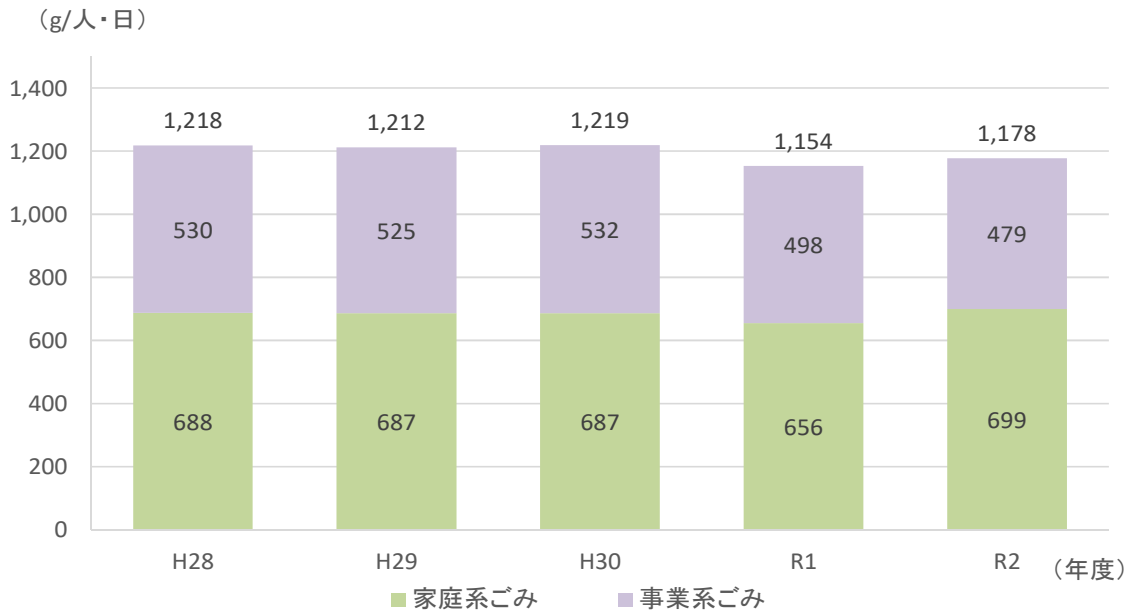
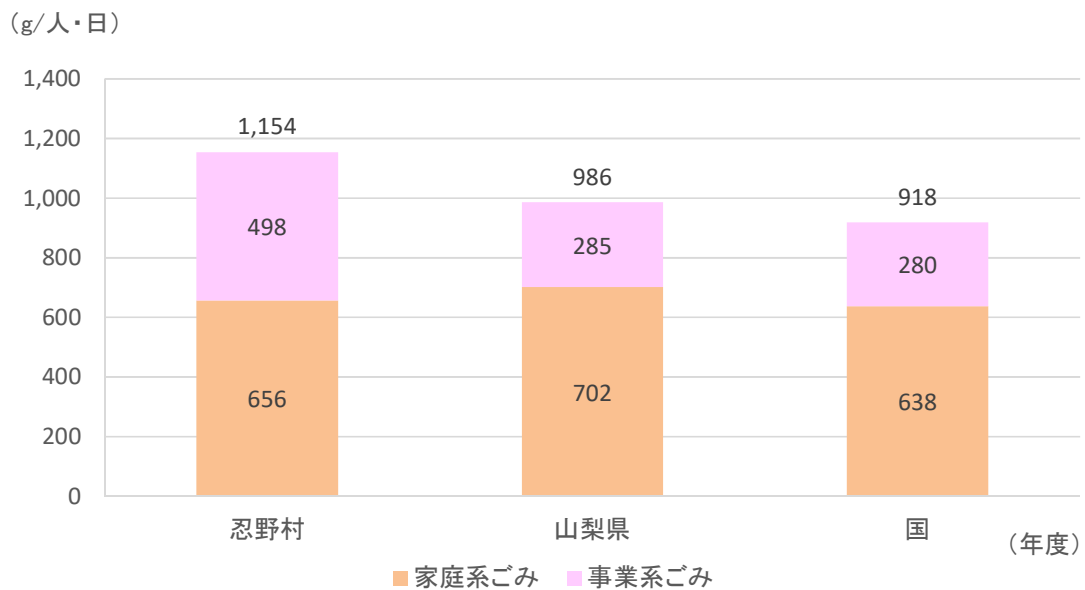


図 3-2-5 1人1日当たりのごみ排出量の実績

3) 1人1日当たりのごみの排出量の比較 (令和元年度)

図 3-2-6 に令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量の比較を示します。

本村の1人1日当たりの家庭系ごみは656g/人・日であり、県の排出量より6.6%少ない値を示していますが、国の排出量より約2.7%多い値を示しています。本村の1人1日当たりの事業系ごみは498g/人・日であり、県と国の排出量より約75%多い値を示しています。



(国、県の数値は一般廃棄物処理実態調査結果より 令和元年度が最新の情報のため)

図 3-2-6 1人1日当たりのごみ排出量の比較 (令和元年度)

(3) 中間処理の状況

1) 中間処理量

ア) 焼却処理量の実績

図 3-2-7 に焼却処理量の実績を示します。

令和 2 年度の焼却処理量は 3,340 t であり、平成 28 年度から 6.4%減少しており、前年度から 3.1%減少しています。

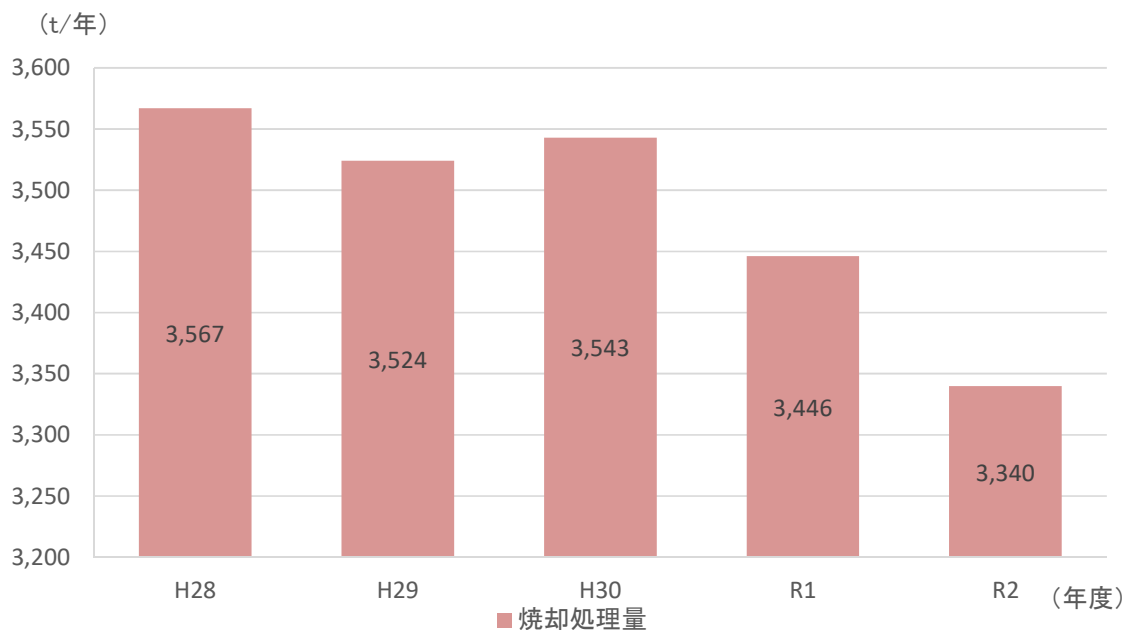


図 3-2-7 焼却処理量の実績

イ) 資源化量とリサイクル率の実績

図 3-2-8 に資源化量とリサイクル率を示します。

令和 2 年度の資源化量は 818 t であり、平成 28 年度から 8.8%増加し、前年度から 22.8%増加しています。

令和 2 年度のリサイクル率は 19.6%であり、平成 28 年度から 1.8 ポイント増加し、前年度から 3.3 ポイント増加しています。

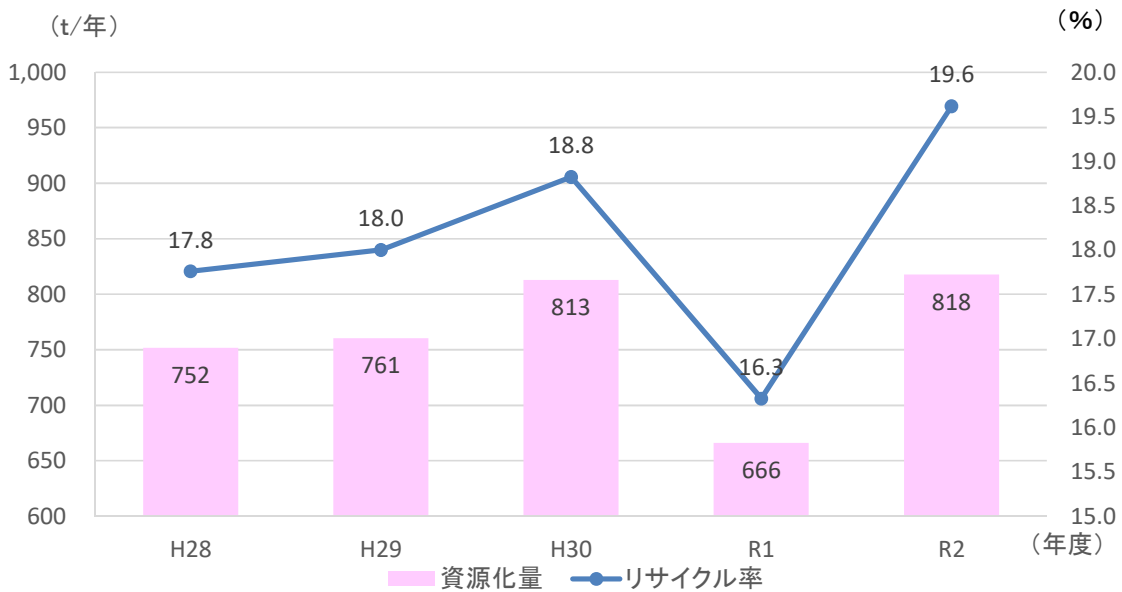


図 3-2-8 資源化量とリサイクル率の実績

ウ) 木屑リサイクル量の実績

図 3-2-9 に木屑リサイクルの実績を示します。

令和 2 年度の木屑リサイクル量は 238 t であり、平成 28 年度から 51.6%増加し、前年度から 56.6%増加しています。

木屑リサイクルは、本村において、平成 26 年から開始した循環型社会形成に向けた取組です。実績をみると増減を繰り返していますが、今後も増加が見込まれるため、更なる安定した取組の推進を図っていく必要があります。

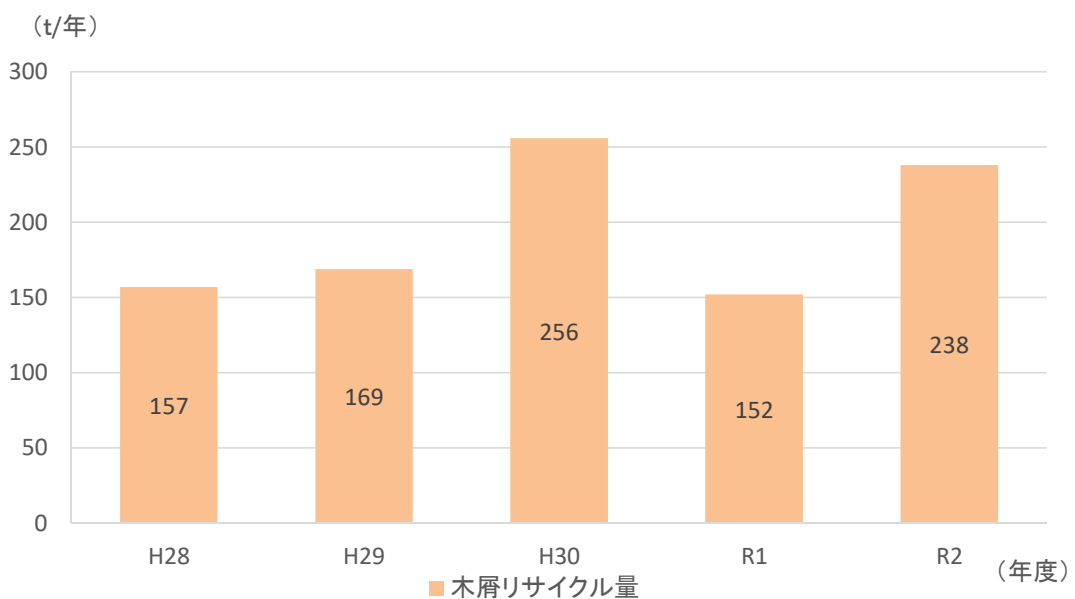


図 3-2-9 木屑リサイクル量の実績

エ) 最終処分量と最終処分率の実績

図 3-2-10 に最終処分量と最終処分率の実績を示します。

令和 2 年度（R2）の最終処分量は 319 t であり、平成 28 年度（H28）から 10.4%増加し、前年度（R1）から 1%増加しています。令和 2 年度（R2）の最終処分率は、7.7%であり、平成 28 年度（H28）から 0.9 ポイント増加し、前年度（R1）からは横ばいとなっています。

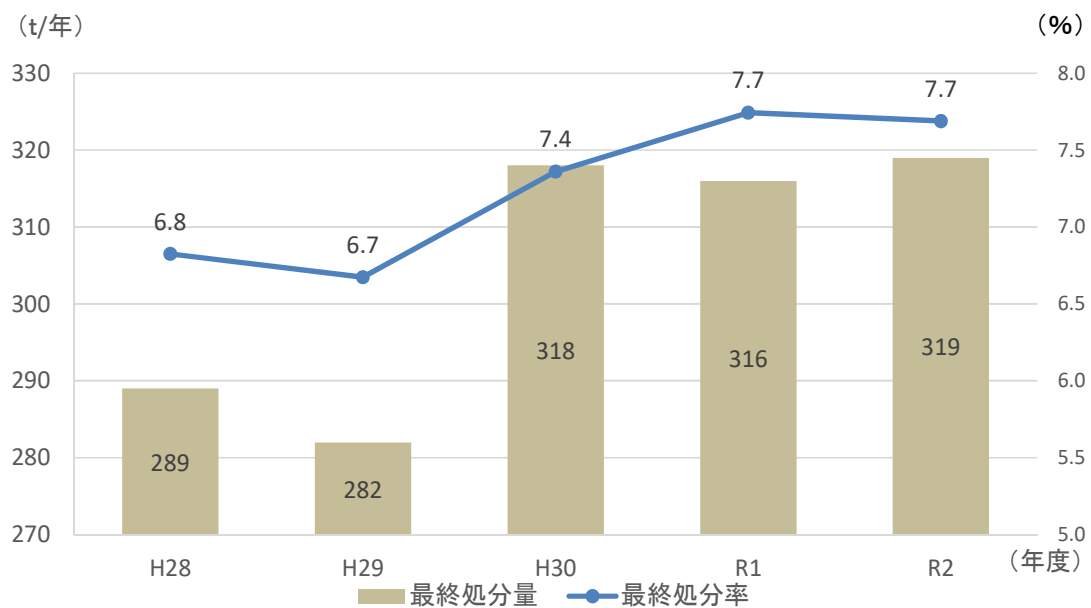


図 3-2-10 最終処分量と最終処分率の実績

(3) 類似団体との比較

本村の令和元年度の廃棄物処理について、環境省が公表している「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」によって評価し、全国の類似団体（44 都市）との比較と山梨県下の類似都市（13 町村）との比較を行いました。なお、類似団体は本村の人口、産業構造を元に全国から抽出しています。

比較する項目は、「人口 1 人 1 日当たりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率（PDF・セメント原料化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分されている割合」、「人口 1 人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」です。

表 3-2-1 に全国の類似都市と忍野村の指標を、表 3-2-2 に山梨県下の類似都市と忍野村の指標を示します。

表 3-2-1 全国の類似都市と忍野村の指標

項目	人口1人1日当たりごみ排出量	廃棄物からの資源回収率	廃棄物のうち最終処分される割合	人口1人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
忍野村	1,107	12.7	8.1	16,289	43,373
類似都市	平均	788	14.7	13,364	47,363
	最大	1,205	38.9	26,756	97,674
	最小	463	3.3	2,900	17,827

※全国の類似都市数は 44 都市

表 3-2-2 山梨県下の類似都市と忍野村の指標 1/2

項目	人口1人1日当たりごみ排出量	廃棄物からの資源回収率	廃棄物のうち最終処分される割合	人口1人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
忍野村	1,107	12.7	8.1	16,289	43,373
類似都市	平均	1,125	18.7	14,609	34,487
	最大	2,464	39	40,893	86,148
	最小	630	10.1	0	1

表 3-2-2 山梨県下の類似都市と忍野村の指標 2/2

自治体名	人口	人口1人1日当 りごみ排出量	廃棄物からの資 源回収率	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口1人当たり年 間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
忍野村	9,660	1,107	12.7	8.1	16,289	43,373
市川三郷町	15,757	865	12.8	9.4	7,517	23,038
早川町	1,043	1,022	33.1	0	7	0
身延町	11,524	1,020	27.4	0	1	0
南部町	7,685	630	26.7	1	4,359	17,482
富士川町	15,010	811	12.6	10.3	9,515	32,692
昭和町	20,451	1,192	12.4	11.4	9,479	21,951
道志村	1,675	708	14.7	5.3	21,253	86,148
西桂町	4,294	918	10.1	8.1	14,060	45,052
山中湖村	5,820	2,464	14.7	11.8	40,893	44,777
鳴沢村	3,168	1,008	12.1	9.3	19,980	56,620
富士河口湖町	26,658	1,407	14	11.7	16,552	35,221
小菅村	715	1,078	39	16.3	30,078	36,415
丹波山村	550	1,520	19.6	37.9	14,545	40,053

1) 人口1人1日当たりごみ排出量

全国の類似都市と比べると最大値に近い位置におり、山梨県下の類似都市と比べると平均値に近い位置にあります。

2) 廃棄物からの資源回収率

全国の類似都市と比較すると平均値に近い位置にあり、山梨県下の類似都市と比べると最小値に近い位置にあります。

3) 廃棄物のうち最終処分されている割合

全国の類似都市と比較すると平均値に近い位置にあり、山梨県下の類似都市と比べると平均値に近い位置にあります。

4) 人口1人当たり年間処理経費

全国の類似都市と比較すると平均値に近い位置にあり、山梨県下の類似都市と比べると平均値に近い位置にあります。

5) 最終処分減量に要する費用

全国の類似都市と比較すると平均値に近い位置にあり、山梨県下の類似都市と比べると平均値に近い位置にあります。

第3節 ごみ処理の課題の整理

(1) 家庭系ごみ

本村の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量と、山梨県及び全国の環境省一般廃棄物処理実態調査の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系ごみ）の比較を表3-3-1に示します。

平成28年度から令和元年度まで山梨県平均を下回っていますが、全国平均よりも上回っています。

表3-3-1 本村と山梨県及び全国の平均値の家庭系ごみの比較

(g/人・日)

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	本村		688	688	687	656
山梨県平均		710	689	700	702	—
全国平均		646	641	638	638	—

(2) 事業系ごみ

本村の1人1日当たりの事業系ごみ排出量と、山梨県及び全国の環境省一般廃棄物処理実態調査の1人1日当たりの事業系ごみ排出量の比較を表3-3-2に示します。

平成28年度から令和元年度まで山梨県及び全国平均をともに上回っています。事業系ごみの減量が必要となっています。

表3-3-2 本村と山梨県及び全国の平均値の事業系ごみの比較

(g/人・日)

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	本村		530	525	532	498
山梨県平均		282	279	285	285	—
全国平均		278	279	280	280	—

(3) リサイクル率

本村のリサイクル率と、山梨県及び全国の環境省一般廃棄物処理実態調査のリサイクル率の比較を表 3-3-3 に示します。

平成 28 年度から令和元年度まで山梨県平均を上回っていますが、全国平均については平成 28 年度から令和元年度まで下回っています。今後更に向上するための取組が必要となっています。

表 3-3-3 本村と山梨県及び全国の平均値のリサイクル率の比較

(%)

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2
	本村		17.8	18.0	18.8	16.3
山梨県平均		15.8	15.9	17.0	16.7	—
全国平均		20.3	20.2	19.9	19.6	—

(4) 課題の抽出

◎本村は、人口が増加し、今後も増加傾向にあります。その影響でごみ排出量の増加傾向にある要因も考えられます。

◎事業系ごみの量が、山梨県及び全国平均値よりも多い状況であり、ごみ量全体の削減のためにも今後はより一層の減量化対策を講じる必要があります。

◎可燃ごみの種類組成をみると、資源化できる紙類が多く含まれています。そのため村民や事業者に対して分別の徹底を啓発していく必要があります。村民意識の啓発により紙類を資源ごみとして出すことの徹底や、資源ごみの分別区分の見直し等の資源化に係る取組を継続、徹底していく必要があります。

◎平成 26 年から循環型社会形成のために開始した木屑リサイクルの安定した取組の推進を図る必要があります。

◎食品ロスについて、本計画の他に、持続可能な開発目標 (SDGs) や令和元年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和 12 年 (2030 年度) までに平成 12 年度 (2000 年度) の半減とする目標が設定されています。また、令和元年 10 月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本村においても、関係機関と連携を図りながら、効果的な方策を講じていく必要があります。

◎プラスチックごみ削減について、令和2年7月からレジ袋の有料化が始まり、本村のみならず全国的にプラスチックごみの削減は大きな課題となっていることから、本計画においても、プラスチックごみ削減・再資源化の方法については、更に検討していく必要があります。国においては、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対する目標が定められました。「リデュース」に関しては、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への代替品開発・利用の促進、令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが盛り込まれています。本村における適切な対応を検討する必要があります。

◎村民・事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制、再資源化等を推進するため、排出者である村民や事業者の取組に負うところが大きいことから、本村は村民や事業者の自主的な減量、分別の徹底等の取組を支援していく必要があります。

第4節 ごみ排出量等の予測

(1) 将来人口の予測

本村の将来人口は、以下のとおりです。「忍野村人口ビジョン（令和3年3月改訂版）」に示す、Case 2による推計結果を用いています。現在の人口をほぼ維持できる結果となっており、増加傾向を示しています。

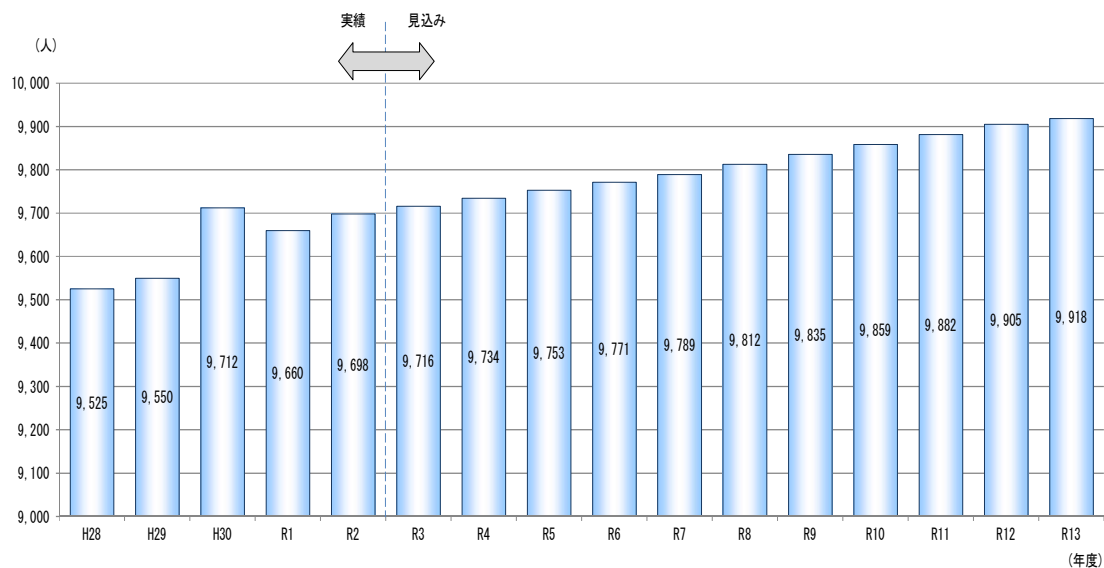


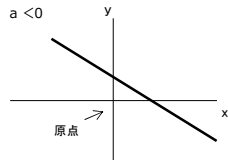
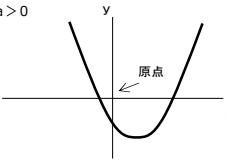
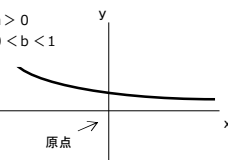
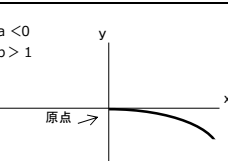
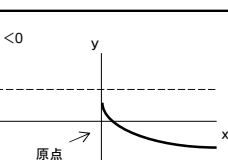
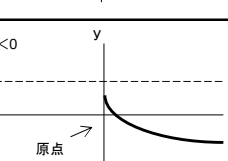
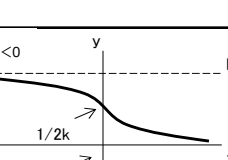
図 3-4-1 人口の予測結果

(2) ごみ量等の予測

ごみ量の予測については、以下の手順で行います。

- ①忍野村人口ビジョンにより、将来の人口を予測します。
- ②家庭系ごみ量、事業系ごみ量、中間処理量、資源化量、最終処分量の過去5年間の実績を整理します。
- ③②の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、1人1日当たりの事業系ごみ排出量、中間処理量、資源化量、最終処分量を、推計式等を用いて設定します。
- ④設定した1人1日当たりの各排出量に①将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。
- ⑤目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策等、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量等を決めます。
- ⑥施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみ量を算出します。
- ⑦③で用いる推計式を以下に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 3-4-1 将来予測に用いる推計式

推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$	$a < 0$ 	最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	$a > 0$ 	放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a \cdot x \cdot b$	$a > 0$ $0 < b < 1$ 	年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$	$a < 0$ $b > 1$ 	年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{-bx})$	$b < 0$ 	最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a、b、c=実績値から定められる係数

1) ごみ排出量の予測

図 3-4-2 にごみ排出量の予測結果を示します。

家庭系ごみ排出量は増加傾向を示していますが、事業系ごみ排出量は減少傾向に示しており、1人1日当たりのごみ排出量は、横ばい傾向で推移すると見込まれます。

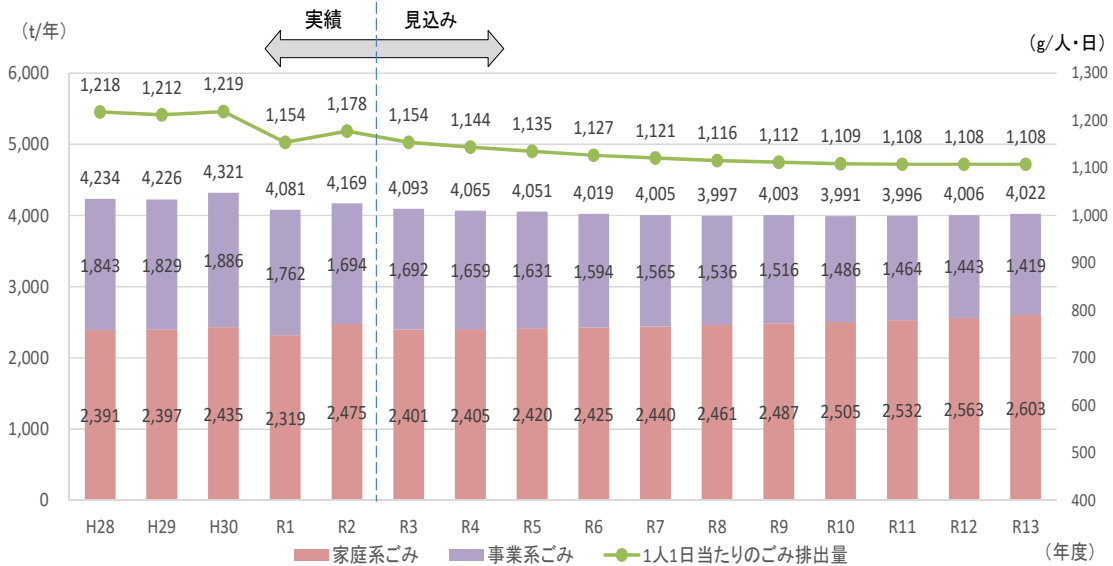


図 3-4-2 ごみ排出量の予測結果

2) 資源化量の予測

図 3-4-3 に資源化量の予測結果を示します。

資源化量は、増加する傾向を示しており、リサイクル率は令和 13 年度には 1.8 ポイント増加すると見込まれます。

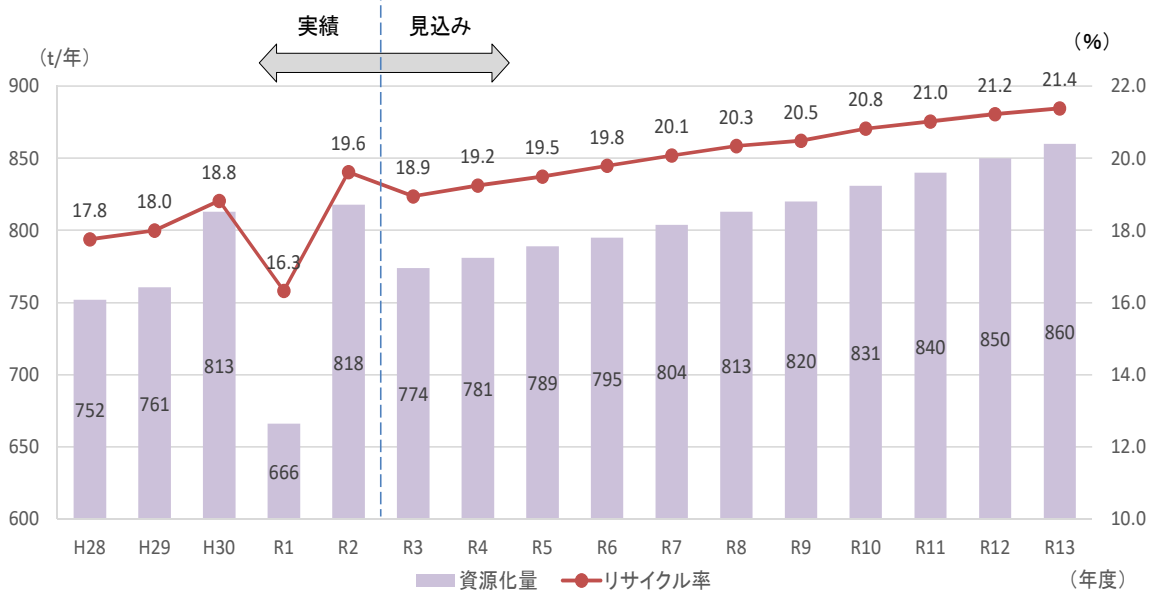


図 3-4-3 資源化量の予測結果

3) 最終処分量の予測

図 3-4-4 に最終処分量の予測結果を示します。

最終処分量は増加する傾向を示しており、最終処分率は令和 13 年度には 1.3 ポイント増加すると見込まれます。

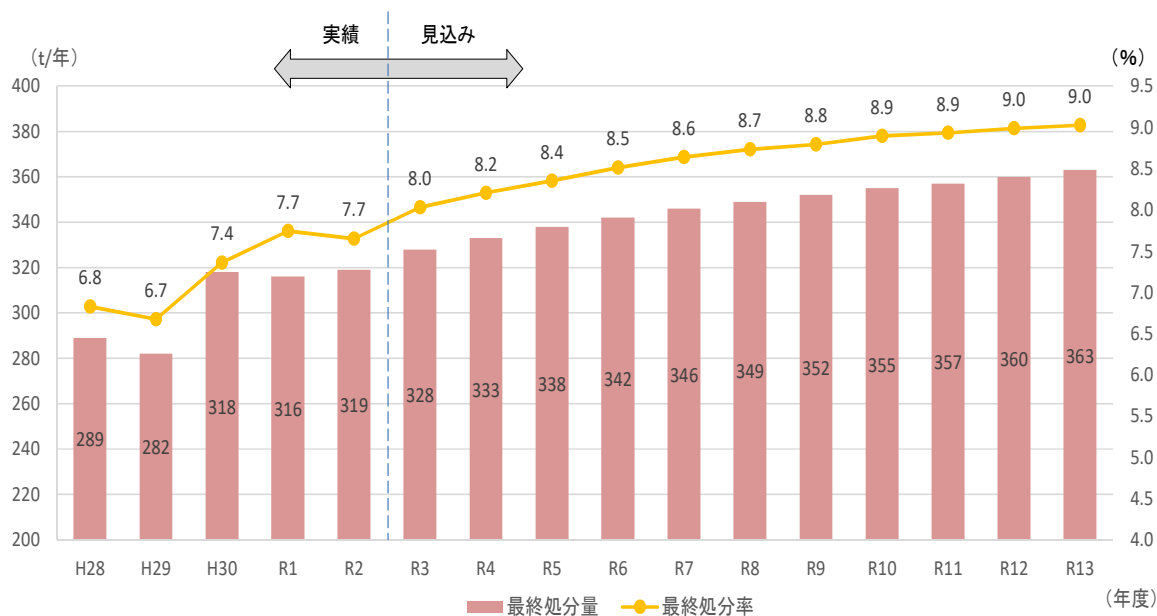


図 3-4-4 最終処分量の予測結果

第5節 ごみ処理基本計画の基本的事項

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

循環型社会の形成

(2) 基本方針

基本理念に基づく循環型社会の形成の確立を目指すため、以下に示す事項を基本方針とします。

【基本方針】

村民・事業者・村 3者の役割分担と相互協力の強化



～家庭系ごみの排出抑制・資源化～

～事業系ごみの排出抑制・資源化～

～環境に配慮した適正なごみ処理体制の整備～

村民・事業者・村のそれぞれが問題解決への役割を担い、相互協力を行い、連携をより一層強化していくことにより、ごみのリサイクルシステムを構築していきます。

(3) SDGsとの関連性

本計画と、平成 27 年に国連総会において採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」と関連する基本方針に基づく主な施策について、具体的な内容を示します。

【関連する SDGs 目標】



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



持続可能な消費と生産のパターンを確保する



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

(4) 基本目標

私たちの暮らしの中で毎日出される「ごみ」は、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、分別収集・焼却処理等により安全かつ安定的に処理されていますが、一方で、ごみ処理量の増加、施設の維持管理や老朽化等から、更なるごみの減量とリサイクルの推進が重要となっています。

このような状況・課題を踏まえ、「循環型社会の形成」を目指し、村民・事業者・村がそれぞれ役割を担い、ともに協力しあうことにより、忍野村の基本目標を以下に示すとおり、【100年後も誇れる自然環境の継承】とします。

《基本目標》

【100年後も誇れる自然環境の継承】

村民は

できることから始めることで、ごみを減らしてリサイクル！
日々の生活から未来につながる資源循環社会を目指します。

事業者は

事業活動に伴うごみの減量・リサイクルは事業者の責務。
排出者責任の再認識と資源循環を意識した事業展開により、未来につながる資源循環社会を目指します。

村は

創意工夫をこらして、村民・事業者・村をリサイクルの環でつなぎ、環境への配慮と事業効率の向上により、未来につながる全員参加型の資源循環社会を実現します。

1) 村民の役割

村民は、自らごみの排出者であることを認識し、自らの生活様式を見直すことにより、ごみの減量や資源化に努め、村の減量化・資源化施策に積極的に参加することが求められます。

① ごみの発生・排出前段階

- ごみとなるものをできるだけ家に持ち帰らない。
- レンタル等を活用し、買わずにすむものはできるだけ買わない。
- 包装をできるだけ簡易にするように商店に求める。
- 買い物袋を持参する。
- 使い捨て商品の購入を控え、詰め替え用品を購入する。
- 最後まで使い切る。
- 物を大切にし、壊れたものは修理する等、長く使用する。
- 不用品交換やバザーを活用する。
- 自主的なりサイクル活動を積極的に行う。
- 生ごみのコンポスト化等、適正な自己処理を推進する。
- 地区のリサイクル活動を積極的に行う。
- 集団資源回収活動に参加する。
- 再生品（トイレットペーパー、再生紙ノート等）を積極的に使用する。
- 環境に負荷をかけない商品をできるだけ選んで買う。
- 村が推進する資源化・減量化施策を理解し協力する。

② ごみの排出・収集運搬段階

- ごみの出し方や分別の決まり（ルール）をきちんと守る。
- 自分たちのごみを出すごみ集積所は自分たちで常にきれいにする。
- 出した後のごみがどのように処理されているか理解する。

2) 事業者の役割

事業者は、自らがごみの排出者であり、その処理に責任があることを認識し、自らの事業活動内容を見直し、ごみの減量・資源化に努め、村の減量化・資源化施策に積極的に参加しなければなりません。

① ごみの発生・排出前段階

- ごみ問題の深刻さ、ごみ減量の大切さを認識し、社員教育を始めとして、村民等に対しても積極的にPRする。
- 簡易包装に積極的に取り組む。
- レジ袋の削減方策に努める
- 製品の修理・補修体制を充実させる。
- 自主的なリサイクル活動を積極的に行う。
- リサイクル可能なものの回収ルートを確立する。
- 廃棄まで考えた製品の製造・販売、取扱いに努める。
- 再生資源を利用した商品をできるだけ使用、製造、加工及び販売する。
- 環境に負荷をかけない商品の製造、加工、販売に努める。
- リサイクルしやすい商品を製造、加工、販売するとともに、分別に役立つ材質表示を行う。
- 消費者との協力体制づくりを推進する。
- 村が行うごみ減量事業に積極的に協力する。

② ごみの排出・収集運搬段階

- 適正なごみの保管場所、排出場所を確保する。
- ごみの分別・排出・受入れ基準を守る。

3) 村の役割

村は、村民及び事業者のごみ減量行動が円滑に行われるように、ごみ減量・リサイクルのシステムづくりに積極的に取り組むとともに、環境に配慮した適正なごみ処理を推進します。

① ごみの発生・排出前段階

- 村民・事業者に対するごみの発生抑制や減量・資源化のPRや啓発を行う。
- 国・県等と協力して、事業者に対しごみの発生抑制を働きかける。
- 児童・生徒等への環境教育を推進する。
- 村民・事業者への情報提供を推進する。
- 村民・事業者が参加しやすいごみの減量・リサイクルシステムの構築を推進する。
- 新たな資源の分別を推進する。
- 集団回収、拠点回収等各種リサイクル事業を推進する。
- 住民団体や事業者の各種活動を支援するとともに、活動が効率良く実施できるための協力体制づくりを行う。
- 生ごみのコンポスト化等、適正な自己処理を推進する。

② ごみの排出・収集運搬段階

- 村民・事業者の協力のもと、ごみの排出基準、分別方法等の徹底を図る。
- 安定的・効率的な収集体制を整備する。
- 事業系ごみは、事業者自らの責務において、排出抑制・分別することを基本とし、その啓発と指導の強化に努める。
- 収集運搬業者の適正搬入について指導を強化するとともに、収集ルート of 明確化に努める。

③ ごみの処理・処分段階

- 適切な中間処理施設・最終処分場を整備・維持管理し、安定的・効率的な処理を行う。
- ごみの処理・処分には十分な環境保全対策を行う。
- 資源物の効果的・効率的な選別・回収・処理を行う。

第6節 基本目標

(1) 国の目標

廃棄物処理法に基づき、環境大臣は、基本方針を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。そこで本計画では、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値である次のとおりの項目を示しました。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年度を目標年度としています。

項目	基準年度 平成30年度	目標年度 令和7年度	増減量	増減
排出量	4,272万 t	3,800万 t	△472万 t	△11.0%
再生利用率 (リサイクル率)	19.9%	28.0%	—	8.1ポイント増
最終処分量	384万 t	320万 t	△64万 t	△16.7%

(2) 県の目標

第4次山梨県廃棄物総合計画（令和3年3月策定）では、排出量（生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量）、再生利用率、最終処分量、最終処分率を示しています。国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標年度と目標値に準じています。

項目	基準年度 平成30年度	目標年度 令和7年度	増減量	増減
排出量	299千 t	266千 t	△33千 t	△11.0%
生活系ごみ	205千 t	182千 t	△23千 t	△11.0%
事業系ごみ	86千 t	77千 t	△9千 t	△10.7%
集団回収量	8千 t	7千 t	△1千 t	△14.4%
再生利用率 (リサイクル率)	17.0%	25.0%	—	8.0ポイント増
最終処分量	19千 t	16千 t	△3千 t	△16.7%
最終処分率	6.5%	6.1%	—	△0.4ポイント

(3) 本村の目標設定

本村の目標設定にあたっては、循環型社会の形成を達成するため国・県の目標指標を考慮し設定します。

国・県の目標年度は令和7年度です。各項目の変化率等を整理して、本村の中間目標年度、目標年度の数値を設定しました。

ごみ排出量を令和8年度（中間目標年度）に3,777 t、令和13年度（目標年度）に3,432 tに減量します。

リサイクル率を令和8年度（中間目標年度）に9.1ポイント、令和13年度（目標年度）に14.8ポイント増加します。

最終処分量を令和8年度（中間目標年度）に257 t、令和13年度（目標年度）に226 tに減量します。

項目	推計値			国・県目標指標		
	基準年度 平成30年度	目標年度 令和7年度	増減量	増減	目標年度 令和7年度	1年ごとの変化率
排出量 (t)	4,321	4,005	△316	△11%	3,846	△1.6%
再生利用率 (%) (リサイクル率)	18.8%	20.1%	1.3ポイント	8.0ポイント増	26.8%	1.14ポイント
最終処分量 (t)	318	346	28	△16.7%	265	△2.4%
最終処分率 (%)	7.4%	8.6%	1.2ポイント	—	6.9%	—

項目	忍野村目標	
	中間目標年度 令和8年度	目標年度 令和13年度
排出量 (t)	3,777	3,432
再生利用率 (%) (リサイクル率)	27.9%	33.6%
最終処分量 (t)	257	226
最終処分率 (%)	6.8%	6.6%

第7節 目標達成のための施策

(1) 施策体系

目標達成のため、施策体系を以下に示します。

<p>リフューズ (Refuse) 発生回避：断る</p> <p>◎いらないものは、断りましょう。 マイバックを持参して、不要となるレジ袋や、持ち帰ってもごみになるだけの過剰な包装は断りましょう。</p>	<p>リデュース (Reduce) 排出抑制：減らす</p> <p>◎ごみの量を減らしましょう。 調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。また日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。</p>
<p>リユース (Reuse) 再利用：再使用する</p> <p>◎繰り返し使いましょう。 返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また不要になったものは、人に譲ったり、フリーマーケット等を積極的に利用しましょう。</p>	<p>リサイクル (Recycle) 再資源化：再生利用する</p> <p>◎再生資源に戻しましょう。 再生できるもの（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着、生きびん、雑びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、発泡スチロール、白色トレイ等）は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。</p>
<p>環境美化・環境保全</p> <p>村民</p> <ul style="list-style-type: none">●環境美化活動に参加しましょう。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none">●環境保全を進めている事業者間のネットワークへ参加しましょう●「廃棄物処理法」他、環境関係法令を遵守しましょう。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none">●環境美化を推進します。●不法投棄防止の啓発を行います。	

(2) 施策の行動目標

目標とする減量化及びリサイクル率を達成するための行動目標を次のようにまとめました。

リフューズ (Refuse) 発生回避：断る

いらないものは断りましょう。

【村民が行うこと】

◆いらないものは断る

- マイバッグを持参して、レジ袋を断りましょう。
- 持ち帰ってもごみとなるだけの過剰な包装は断りましょう。

【事業者が行うこと】

◆包装・梱包の適正化

- 包装の簡易化への消費者の理解を求めましょう。
- 計り売りの商品を増やし、必要な量だけ消費者が買えるようにしましょう。

◆広告・宣伝の効率化

- ダイレクトメールの量を極力減らしましょう。

【行政が行うこと】

◆村民・事業者にリユース推進の啓発活動を行う

- イベントで啓発活動を行います。
- インターネット等を利用した情報提供により周知啓発を行います。

リデュース (Reduce)

排出抑制：減らす

生産段階で長時間使用可能（修理による継続使用可能等）な製品を生産したり、消費者は購入段階で出来るだけごみになりにくいものを購入しましょう。また、ごみになる物を持ち込まない等、ごみを出さないようにしましょう。

【村民が行うこと】

- ◆ごみになる物を家庭に持ち込まない
 - 過剰包装を拒否しましょう。
 - マイバッグを持参してレジ袋使用を削減しましょう。
 - 買い物メモ等を持参して計画的に購入しましょう。
 - 贈答品の簡易包装を促進しましょう。
 - 使い捨て商品をなるべく購入しないようにしましょう。
 - レンタル商品を利用しましょう。

- ◆無駄の無い食生活
 - 賞味期限切れ等で廃棄する商品を削減しましょう。
 - 必要最小限の食材等を購入しましょう。
 - 料理を工夫し、ごみに出す物を少なくしましょう。

- ◆物を大切に使う
 - 物を大切にし、長く使用しましょう。
 - 修理（リペア）できるものは修理しましょう。
 - 耐久性のある物を選び、故障しても修理（リペア）して使いましょう。（自転車等）
 - 不用品は他の活用方法を考えましょう。（タオルを雑巾にする等）

- ◆厨芥類の減量
 - 三角コーナーを利用して水切りを徹底しましょう。
 - 廃油で石けん作りを行いましょう。
 - エコクッキングを実践しましょう。
 - 厨芥類はできる限り生ごみ処理機器によって堆肥化しましょう。

- ◆EM菌の利用促進による厨芥類の減量
 - EM菌を活用し厨芥類を堆肥化しましょう。堆肥は、家庭菜園や花づくりに利用しましょう。

【事業者が行うこと】

- ◆ごみになる物をつくらない
 - 過剰包装を抑制しましょう。
 - マイバックの持参を推奨（優遇措置をとる）し、レジ袋使用を削減しましょう。
 - 贈答品の簡易包装を促進しましょう。
 - 使い捨て商品をなるべく作らないようにしましょう。

- ◆物を大切に使う（自社内での取組）
 - 物を大切に使用しましょう。
 - 修理（リペア）できるものは修理しましょう。
 - 耐久性のある物を選び、故障しても修理（リペア）して使いましょう。（自転車等）
 - 不用品は、他の活用方法を考えましょう。（タオルを雑巾にする等）

- ◆厨芥類の減量
 - 水切りを徹底しましょう。
 - 旅館・飲食店等ではごみ処理機等を使用し、堆肥化を行いましょ。
 - 旅館・飲食店等から出る廃油を利用しましょう。

【行政が行うこと】

- ◆ごみになる物を購入しない、つくらないための村民・事業者への啓発活動
 - イベントで啓発活動を行います。
 - インターネット等を利用した情報提供により周知啓発を行います。
 - 広報等で定期的に啓発活動を行います。

- ◆生ごみの減量化・堆肥化
 - 生ごみ処理機器を設置するための補助金を継続して行います。

- ◆指定袋制度やごみ収集・処理の有料制への検討
 - ごみ収集指定袋の導入を検討します。
 - ごみ収集指定袋の有料化を検討します。

リユース (Reuse) 再利用：再使用する

一度使ったものを繰り返し使用しましょう。

【村民が行うこと】

- ◆ 不用品の有効利用
 - フリーマーケットを利用しましょう。
 - レンタルショップを利用しましょう。
 - 不用品交換、販売会の利用

- ◆ ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った商品の利用
 - 詰め替え商品を優先利用しましょう。
 - リターナブルびん商品を利用しましょう。

【事業者が行うこと】

- ◆ ごみにならず繰り返し使用できる容器に入った商品の利用
 - 詰め替え商品の製造・販売を積極的に行いましょう。
 - リターナブルびん等の製造・販売を積極的に進めましょう。
 - 商品納入に通い箱を使用しましょう。(自社内での取組)

【行政が行うこと】

- ◆ 不用品情報コーナー等を設ける
 - 村民が不用品の交換等が行いやすいよう情報・場所の提供をします。
(広報やホームページを利用して情報をこまめに知らせます)

- ◆ ごみにならず繰り返し使用できる容器の入った商品の利用をします(庁内での取組)
 - 詰め替え商品の優先利用をします。

- ◆ 村民・事業者にリユース推進の啓発活動を行う
 - イベントで啓発活動を行います。
 - インターネット等を利用した情報提供により周知啓発を行います。

リサイクル (Recycle) 再資源化：再生利用する

再生資源に戻しましょう。

【村民が行うこと】

- ◆再生品や適正処理しやすい製品の購入
 - エコ商品、再生品（トイレtpーパー、再生紙等）を積極的に使用しましょう。

- ◆分別回収の理解・協力
 - ごみ収集表に基づく分別収集へ協力しましょう。
 - 資源ごみは徹底して分別しましょう。

- ◆再生利用に協力する
 - 自転車、家具の修理再生利用に協力しましょう。
 - 再生紙・再生品を積極的に利用しましょう。
 - 修理された商品を積極的に利用しましょう。

- ◆木屑リサイクルに協力する
 - 木屑リサイクルに積極的に協力しましょう。

【事業者が行うこと】

- ◆リサイクル品や適正処理しやすい製品の製造販売
 - 商品ラベル等を剥しやすくするための開発や製造を行いましょう。
 - トレイや不燃ビニールの製造をなるべく行わないようにしましょう。
 - 再生可能物で作られたトレイを販売しましょう。

- ◆拠点回収の推進
 - デポジット制を積極的に取り入れましょう。

- ◆再生利用に協力する
 - 再生紙・再生品で作られた商品（エコ商品）を積極的に販売しましょう。

- ◆木屑リサイクルの推進
 - 村民、行政と協力して、木屑リサイクルの向上推進に取り組みます。

【行政が行うこと】

◆分別回収の理解・協力

- わかりやすい分別収集表を作成します。
- 分別排出の指導を行います。
- 廃家電製品の分別回収を指導します。
- 村民説明会を開催します。

◆ステーション回収の推進

- 資源ごみ分別の指導を自治会と共に行います。

◆廃品回収の推進

- リサイクル業者の情報提供を行います。
- 拠点ステーションの設置支援を行います。

◆資源を自由に持ち込める場所の確保

- 自由に持ち込める場所を増設します。

◆再生利用の促進

- 自転車、家具修理再生を行います。

◆イベントによる啓発・普及

- リサイクル月間行事を開催します。
- 環境フェスティバルを開催します。

◆地域コミュニティでの普及・啓発

- ごみステーションの管理指導を自治会と共に行います。

◆ごみ袋の指定化の検討

- 指定ごみ袋化を今後検討します。

◆木屑リサイクルの促進

- 村民、事業者と共に木屑リサイクルの促進を行います。

環境美化・環境保全

村民・事業者・行政が一体となって環境美化・環境保全活動に積極的に参加しましょう。

【村民が行うこと】

◆環境美化活動に参加する

- 地域の一斉清掃等、地域の美化活動に積極的に参加しましょう。
- ごみステーションの当番清掃等共同管理に協力しましょう。

【事業者が行うこと】

◆環境保全等を進めている事業者間のネットワークに参加する

- 一斉清掃等、地域美化活動へ協力しましょう。

◆「廃棄物処理法」他、環境関係法令を遵守する

【行政が行うこと】

◆環境美化活動を推進する

- 環境美化キャンペーン等を推進します。
- 事業者、収集作業者の協力体制を構築させ指導します。

◆不法投棄防止の啓発を行う

- 広報や看板等で啓発活動を行います。
- 定期的にパトロールを行います。

(3) プラスチックごみ削減の推進

現在、プラスチックごみが河川等から海へと流れ込み、海の生態系に甚大な影響を与えています。国においては、令和元年に「2030年までに使い捨てプラスチック排出量を25%削減する」との目標を掲げた「プラスチック資源循環戦略」及びプラスチックごみの海への流出を防ぎ、新たな汚染を生み出さないことに焦点を当てた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、国策としての取組が進められています。県においても、プラスチックごみ等の発生抑制対策を効果的に推進するため、「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」を策定し、環境教育・普及啓発を図っています。海洋プラスチックごみ問題が国内外において関心が高まる中、解決に向けた第一歩として、令和2年7月からのレジ袋の有料化が導入しました。本村では、マイバックやマイボトルの使用を推奨する等、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルの変革を促す取組を進めていきます。

【村民が行うこと】

◆簡易包装・レジ袋削減

○簡易包装を積極的に利用、またレジ袋使用を控えます。

◆プラスチック容器包装類を使わない（購入しない）ライフスタイルの意識啓発

○環境に配慮したライフスタイルを心がけます。

◆外出時（レジャー等）のごみの持ち帰り

【事業者が行うこと】

◆簡易包装・レジ袋削減の対応

○簡易包装やレジ袋削減の更なる推進

◆適正処理

○事業系ごみの適正処理に向け、プラスチック包装類を分別し、産業廃棄物として処理します。プラスチックの処理に際しては、資源化可能な処理方法を選択するよう努めます。

【行政が行うこと】

◆ごみ処理手数料の検討

○有料化により、プラスチックごみ減量への動機づけを図ると共に、排出量に応じた費用負担により、公平な受益者負担を図ります。

◆排出機会（収集回数）の拡充

◆簡易包装、レジ袋削減の推進のための協議の場の設置

○村民、事業者、行政の3社によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減等、ごみ減量・資源化につながるさらなる施策について検討します。

○現在実施中の主な取組

忍野村家庭ゴミ分別ガイドブックに海洋プラスチック問題を村民へ向けて発信し、プラスチックごみ削減の普及啓発を行っています。

忍野村の ゴミの「守」	 <p>海洋プラスチックが引き起こす問題 —桂川から海へ流れるゴミを止めよう—</p> <p>ポイ捨てや屋外に放置されたゴミは雨や風によって河川に入り、海に流れ出ます。その結果、海やそで暮らす生き物に大きな被害が出ています。村内を流れる桂川は相模川の上流で、最終的に相模湾にたどり着くため忍野村も海のゴミ問題と大に関係があるのです。</p> <p>海には大量のゴミが溜まっている</p> <p>今、日本をはじめ世界の海岸には多くのゴミが漂着しています。なかでも多いのがプラスチックゴミです。海外から流れてくるもの、河川から流れてくるもの、その由来は様々ですが、「海洋プラスチック問題」として国際的な環境問題になっています。また、海岸だけでなく、海中にも放置された網やカゴなどの漁具などが海中に放置され、海で暮らす生物の命を脅かしています。</p>   <p>海岸に漂着したプラスチックゴミ</p> <p>海洋プラスチックは世界で年間800万トン</p> <p>推計では、すでに世界には1億5,000万トンのプラスチックが海に存在しており、さらに年間800万トンも流入しているとされています。このペースが続けば、2050年には海にいる魚類の重量より、プラスチックの方が重たくなると言われています。つまり、魚よりもプラスチックの方が多い海となってしまう可能性があるのです。</p>  <p>同じ重さ</p>
海洋プラスチックが引き起こす問題	
可燃物 (もやせるもの)	
不燃物 (もえないもの)	
資源物	
ゴミステーションに出せないゴミ	
軽大ゴミ	
家電リサイクル法	
小型家電リサイクル法	
木くずのリサイクル	
生ゴミ処理費削減補助金	
50食料ゴミの出し方	

「マイクロプラスチック」がもたらす脅威

特に深刻な問題となっているのが「マイクロプラスチック」です。海に流れ出したプラスチックゴミは波にもまれたり紫外線を浴び続けたりすることで細かく砕かれていきます。その大きさは5mm以下となり、海を漂いつづけます。プラスチックは自然に分解されないため、そのまま海に残り続けます。近年の調査では魚や海鳥がマイクロプラスチックを食べてしまい、体内からプラスチックが大量に見つかっている例が増えています。




マイクログラスチックの元となるゴミ

鳥類 (NOAA (アメリカ海洋大気局))

海鳥の死骸。胃の中にプラスチック類やライターなどが入っている。

食物連鎖によって人の体内にも蓄積

海で漁獲された魚は、やがて食卓に並びます。その魚がマイクロプラスチックを食べていれば、魚を食べる人の体内にも入ってしまいます。WWF (世界自然保護基金) は「1週間に1人平均5gのプラスチックを体にとり入れている」とのレポートを発表しています。マイクロプラスチックは海中を浮遊する際、有害物質[※]を吸着する性質があることがわかっており、私たちの体内にすでに蓄積されている可能性は否定できません。

※難燃性有機汚染物質 (POPs) と呼ばれるもので、主にPCB、ダイオキシン、DDTなどを指す。



できるだけ使わない、正しく捨てること

STOP

海に流れてしまったマイクロプラスチックを回収することは、ほぼ不可能といえます。しかし、今の時点でプラスチックをまったく使わない生活を送ることは現実的に困難です。私たちにできることは、使用するプラスチックを必要最低限にすること。レジ袋の使用を止め、マイバックで買い物するようにしましょう。そして、ゴミを正しく分別して捨てることです。ポイ捨ては言語道断です。



決められた日に捨てるようにしましょう

(4) 食品ロス削減の推進

まだ食べることができる食品が、生産から消費等に至る段階において日常的に廃棄されることで大量の食品ロスが発生しています。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和12年（2030年度）までに平成12年度（2000年度）の半減とする目標が設定されています。また、令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本村においても、村民や飲食店をはじめとする事業者等と協働し、積極的に取り組みます。

【村民・事業者が行うこと】

◆食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切りの推進

◆生ごみの堆肥化

◆3010 運動の推進

○宴会時の乾杯後の30分間と終了前10分間は自席について料理を楽しむことにより食べ残しによる食品ロスを減らす運動を推進します。

【村民が行うこと】

◆商品の手前取り

◆消費・消費期限の理解

○賞味期限はおいしく食べられる期限であり、期限を過ぎても食べられるという賞味期限と消費期限の違いを理解し、ごみ減量行動につなげます。

◆食品ロス日記等の調査

○家庭で廃棄する手付かずの食品や食べ残しを調査します。

◆冷蔵庫整理の促進

○定期的に冷蔵庫を整理し、適切な保存と食材を使い切ります。また、使う分だけ買います。

◆食材保存方法の工夫

○肉や魚、野菜の保存方法を工夫し、食材を長持ちさせ、食材を使い切ります。

【事業者が行うこと】

◆少量販売（ばら売り）

○多様なライフスタイルに対応した少量販売を推進します。

◆売り切り、販売期限が近い商品の販促

◆表示見直し

○賞味期限の年月日表示から年月表示への変更を検討します。

【行政が行うこと】

◆啓発・情報発信

○村民へは、食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切りの推進や生ごみの堆肥化等食品ロス削減に向け具体的な取組ができるように啓発します。また、事業者へはごみ減量だけではなく、経済性や取組のメリットも情報発信するとともに、村民が事業者の取組を支援できるような仕組みづくりを行います。

◆実態把握

○ごみの排出状況を知るためにも、家庭ごみの袋調査等、細分別調査を実施します。

○現在実施中の主な取組

忍野村家庭ゴミ分別ガイドブックに食品ロス問題を村民へ向けて発信し、食品ロスの普及啓発を行っています。

**村民全員で解決する、
ゴミの課題 / なくそう!食品ロス**

食品ロスとは
食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品(手つかず食品)、野菜の皮を厚くむき過ぎたものなど(選別除去)といった、本来食べられるのに廃棄される食品のことです。

食品ロスは日本人1人あたり66,300円
日本の食品廃棄物等^{※1}は年間2,759万トン、食品ロスの量は年間643万トン^{※2}と推計されており、日本の人口1人当たりの食品ロス量は年間約51kgです。これをオニギリ(1個100g、130円相当)に換算すると510個分、なんと66,300円にもなります。

※1: 厨料等として有価で取引されるものや、排水等により減量した分をきり
※2: 平成28年度推計(農林水産省・環境省)

食品ロスを減らすために家庭でできること

- 冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する
買物をした後に、冷蔵庫に向い食材があったことはありませんか？
- 必要な分だけ買って、食べきる
特売日にまとめ買いをしたけれど、使わずに期限が過ぎて捨てるのは食料もお金もムダになります。
- 買物の際、すぐ使う食品は棚の手前から取る
期限が短かったり、切れてしまうと、お店で返品・廃棄となり食品ロスが起きてしまいます。

なんと
66,300円
年間510個分

第8節 個別計画

(1) 収集・運搬計画

1) 目標

今後のごみ処理基本計画を踏まえ、収集量の動向に基づいた車両台数や人員の見直しを行う等、効率的で環境に配慮した収集運搬体制を確立することを目標とします。

2) 分別収集方法

ア) 収集区域

計画収集区域は、本村全域とします。

イ) ごみの分別区分と収集方法

ごみの分別区分、収集方法は、現状と変更なく、表 3-8-1～3-8-2 を基本とします。

表 3-8-1 将来のごみの分別区分

分別区分		ごみの種類
可燃ごみ		
不燃ごみ		
資源物	紙類	新聞紙・雑誌・段ボール 牛乳パック
	缶	アルミ缶 スチール缶
	びん	生きびん 雑びん
	ペットボトル	リサイクルマークのついたペットボトル
	発泡スチロール	段ボール、紙等の付着していないもの
	白色トレイ	白色に限ったトレイ
	食用油	家庭で不要になった食用油
	紙容器（ティッシュペーパー）	菓子箱、ティッシュペーパー類、厚紙等紙製容器
	古着※1	まだ着られる古着
粗大ごみ		小型家電、自転車、家具、鉄くず、ストーブ類、布団、 タイヤ（1回の搬入につき5本まで）、バッテリー等

※1：令和2年5月より新型コロナウイルス感染症対策のため一時回収を中止しています。

表 3-8-2 将来のごみの種別、収集・運搬体制

排出形態	ごみ種別		収集・運搬	中間処理	最終処分等
家庭系ごみ	収集	可燃ごみ	委託	富士吉田市に委託	資源化
		不燃ごみ			
		粗大ごみ			
		資源（びん・缶）			
		資源（古紙類・古着・牛乳パック・ペットボトル）			
	一般搬入	可燃ごみ	直接搬入	富士吉田市に委託	
		不燃ごみ			
		粗大ごみ			
		資源（びん・缶）			
		資源（古紙類・古着・牛乳パック・ペットボトル）			
事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ	直接搬入	富士吉田市に委託	
		不燃ごみ			
		粗大ごみ			
特定家庭用家電機器 資源有効利用機器	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、		指定引取業者		

収集体制	委託	委託	許可	委託
分別種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
収集回数	2回/週	1回/週	4回/年	1回/週
収集方式	ステーション方式		村指定の集積場所	
手数料	無料	無料	有料	無料

3) 収集運搬の施策

ア) 効率的な環境に配慮した収集運搬体制の確立

安定した収集運搬業務に配慮しながら、収集運搬体制の効率化を図ります。

①収集運搬業務の効率化

収集運搬業務の経済性、効率性の向上を図るため、村民の意見や要望等を考慮しつつ、収集頻度等の見直しを適宜行います。

イ) 収集車両による環境負荷の低減

収集車両による周辺環境への負荷を低減するため、効率的な収集ルートによる収集運搬の実施、収集車両の適正な維持管理を行います。また、収集車両の買い替え時等には、低公害型車両の導入を検討します。

ウ) 排出モラルの向上

排出モラルの向上を図るため、分別排出違反に対する指導の強化を図ります。

①村内への転入者に対し、転入手続きの際にごみ・資源物の分別を示したごみ収集カレンダーを配布します。

- ②共同住宅の所有者及び管理者に対して、ごみ出しの指導を徹底します。
- ③分別排出違反が改善されない場合には、警告シールの活用や個別に直接指導を行います。
- ④ごみ・資源物の分別を示したごみ収集カレンダーの作成・配布、個別指導や各種催し等での説明により、排出者意識の向上に向けた啓発活動を行います。
- ⑤村民に対して、ごみステーションの自主的な管理活動を啓発します。

(2) 中間処理計画

1) 目標

中間処理においては、環境への負荷を極力低減し、循環型ごみ処理システムの構築を目指します。また、日々排出されるごみを安定・適正かつ安全に処理できる体制を確保します。

2) 中間処理方法

本村における今後の中間処理は、現状と変更なく、以下の処理を基本とします。

表 3-8-3 今後の中間処理施設の概要

名称	富士吉田市環境美化センター	
所在地	山梨県富士吉田市小明美3丁目11番32号	
処理施設	焼却施設	リサイクルプラザ
処理能力	焼却炉 : 170 t / 日 (85 t / 日 × 2炉) 灰溶融炉 : 20 t / 日	資源系 (びん類・缶類) : 18 t / 日 不燃系 (粗大ごみ) : 12 t / 日
稼働時間	1日24時間	1日5時間
炉形式・処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式) 灰溶融炉 (プラズマ式)	選別・破碎・圧縮処理
竣工年	平成15年3月	

3) 中間処理の施策

ア) 維持管理の効率化の検討

ごみ処理、資源化等に関して、村民からの多様な要望を受ける一方で、今後ごみ処理の経費削減が必要となります。ごみ処理施設における維持管理費の削減や施設運営の効率化について、最適な方法を検討します。

(3) 最終処分計画

1) 目標

ごみの発生・排出段階及び中間処理段階において、最終処分量の減量化・減容化に努め、令和13年度（計画目標年度）までに、平成30年度実績値と比べて、最終処分量を92t（-0.8ポイント）削減することを目標とし、安全かつ衛生的な最終処分体制の整備を図ります。

2) 最終処分方法

本村における今後の最終処分は現状と変更なく、焼却残渣、不燃残渣については、「かいのくにエコパーク」で引き続き処分していきます。

3) 最終処分の施策

ア) 最終処分量の削減に向けた取組

循環型社会の形成、財政負担の軽減等の観点から、最終処分場の延命化が望まれます。そのため、中間処理による最終処分量の削減に加え、ごみの発生・排出時のごみの減量化や資源物の適正分別排出等による最終処分量の削減が重要となります。したがって、前節までに示した各種施策の実施及び推進により、最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

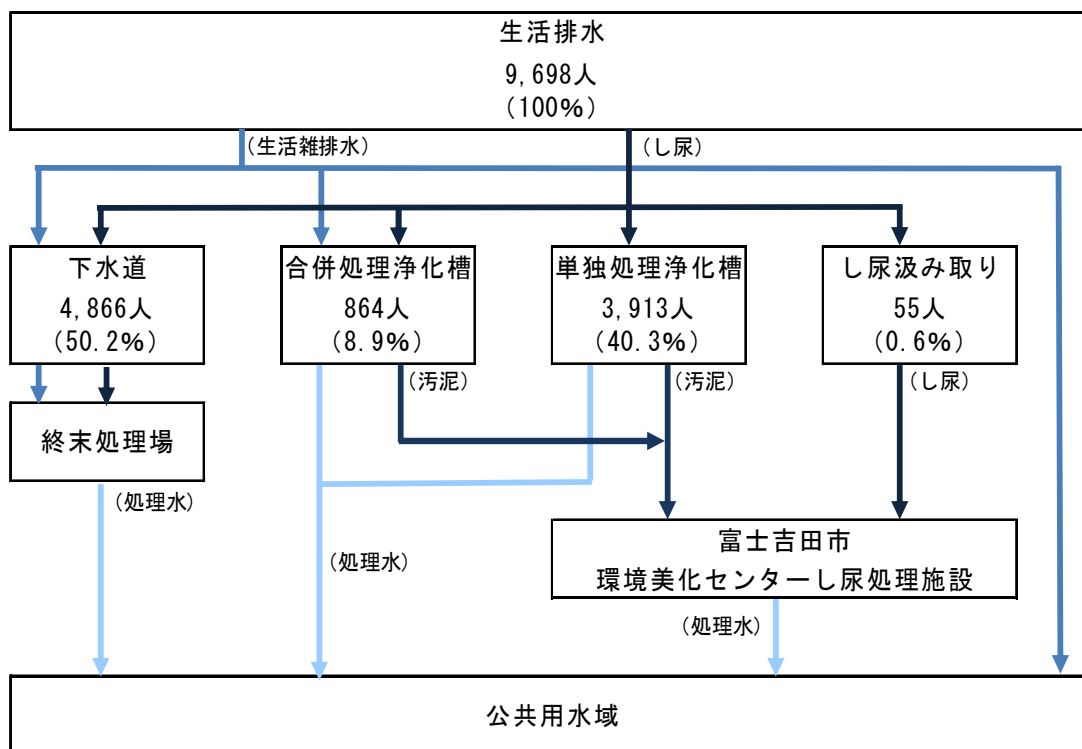
第 4 章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理体系

本村の令和2年度の生活排水処理体系を表4-1-1に示します。計画処理区内人口9,698人のうち50.2%の4,866人が下水道処理を利用しており、残りの49.8%は、合併処理浄化槽8.9%(864人)、単独処理浄化槽40.3%(3,913人)、し尿汲み取り人口0.6%(55人)で、これらの浄化槽汚泥やし尿等は富士吉田市環境美化センターし尿処理施設で処理しています。

5,730人(59.1%)が下水道、合併処理浄化槽によるし尿と生活雑排水の両方を処理していますが、残りの3,968人(40.9%)は単独処理浄化槽とし尿汲み取り便槽を利用しており、生活雑排水は未処理のまま地下浸透されており、土壌汚染や水質汚濁の原因の一つとなっています。



※「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいう。
公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共のように供される水域をいう。

図4-1-1 本村の令和2年度の生活排水処理体系

(2) 生活排水の処理実績

1) 処理形態別人口

本村の処理形態別人口の推移を以下に示します。

令和2年度の下水道人口は4,866人であり、平成28年度から4.5%増加し、前年度から0.5%増加しています。令和2年度の合併処理浄化槽人口は864人であり、平成28年度から29.1%増加し、前年度から3.2%増加しています。令和2年度の単独処理浄化槽人口は3,913人であり、平成28年度から5.5%減少し、前年度から0.3%減少しています。令和2年度のし尿収集(汲み取り)人口は55人であり、平成28年度から9.8%減少し、前年度からは横ばいです。令和2年度の生活排水処理率は59.1%であり、平成28年度から3.2ポイント増加し、前年度から0.3ポイント増加しています。下水道及び合併処理浄化槽の普及により単独処理浄化槽人口の減少がみられます。

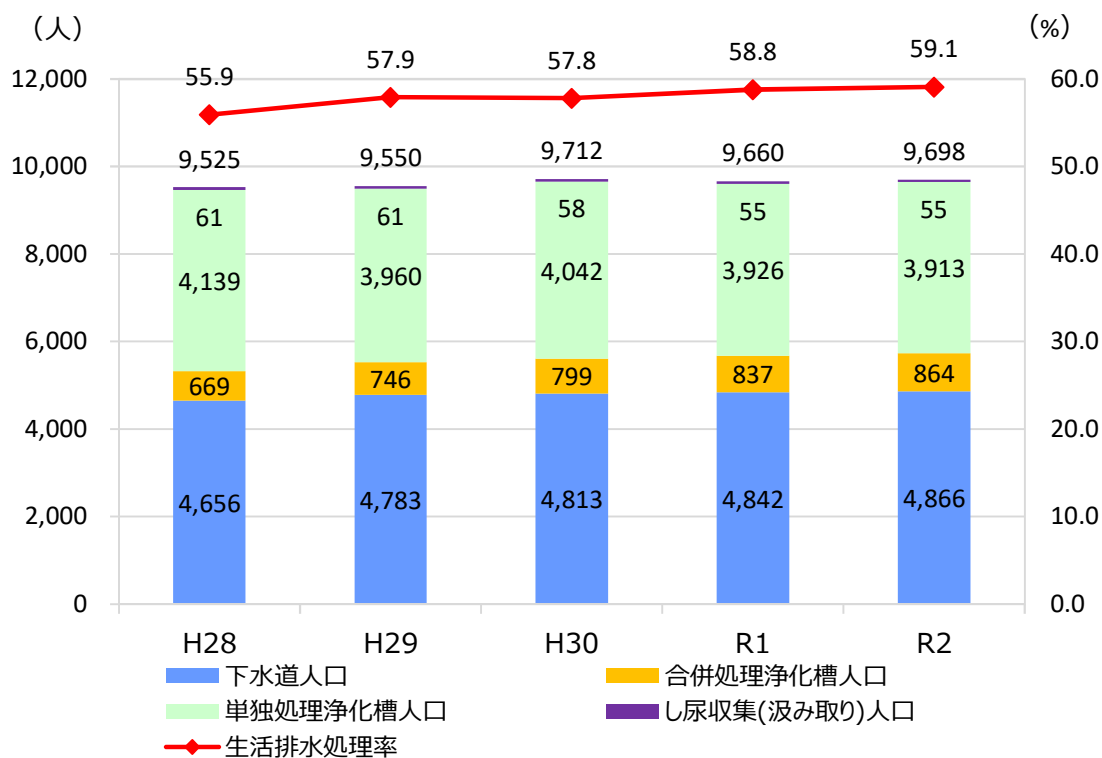


図 4-1-2 処理形態別人口の実績

2) し尿等の処理量

本村のし尿及び浄化槽汚泥量を以下に示します。

令和2年度の浄化槽汚泥量は1,133 kℓであり、平成28年度から12.2%増加し、前年度から8.6%減少しています。令和2年度のし尿量は1 kℓであり、平成28年度から50%減少し、前年度から90.9%減少しています。令和2年度の1日当たりの収集・処理量は3.1 kℓ/日であり、平成28年度から10.7%増加し、前年度から8.8%減少しています。平成30年度は、本村の人口が一番多かったことから処理量が増加したことが見受けられます。また、し尿量に関しては令和元年度、観光客の流入が多かったため、公共施設等のし尿量が増加したことがみられます。

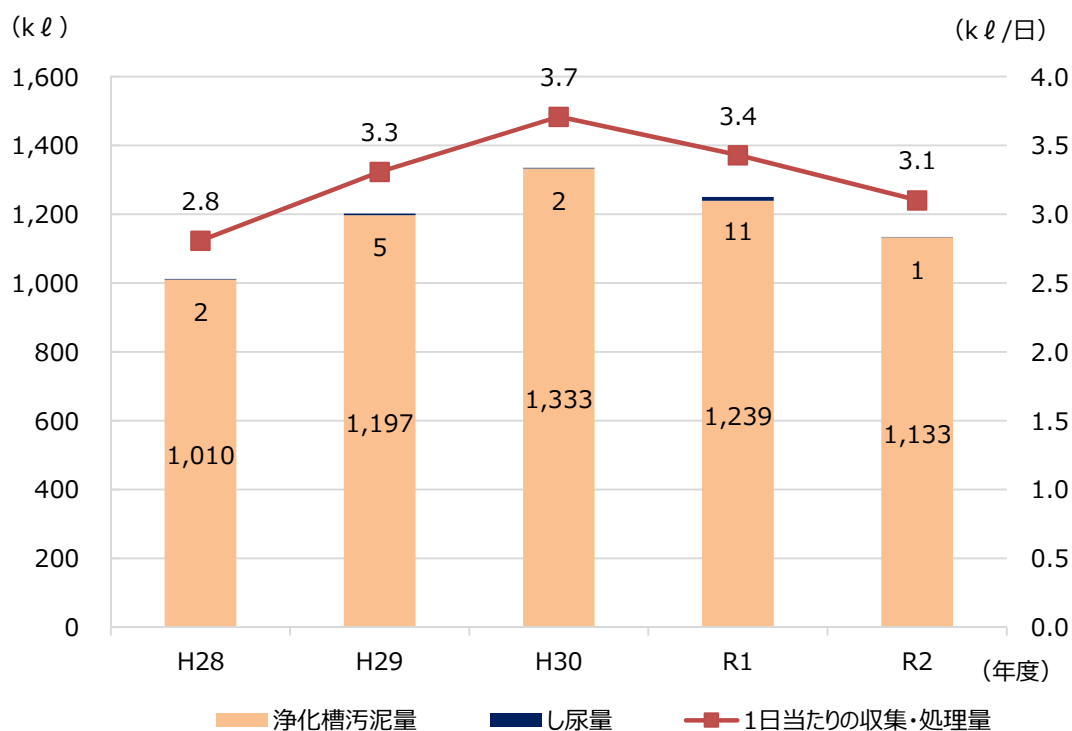


図 4-1-3 し尿及び浄化槽汚泥量の実績

第2節 生活排水処理の体制

(1) 収集・運搬の状況

本村は、し尿・浄化槽汚泥は許可業者により収集されています。
業者数は、3社で構成されており、10台で対応しています。

表 4-2-1 収集・運搬体制

収集対象物	し尿・浄化槽汚泥
収集運搬体制	許可業者
業者数	3社
車両数	10台、24kℓ

(2) 現有施設の状況

本村は、し尿及び浄化槽汚泥を富士吉田市の環境美化センターし尿処理施設で処理しています。

環境美化センターし尿処理施設の概要を表 4-2-2 に示します。

表 4-2-2 環境美化センターし尿処理施設の概要

施設名称	環境美化センターし尿処理施設
施設所管	富士吉田市
所在地	富士吉田市小明美3丁目11番17号
処理能力	90k L/日
処理方式	膜分離
運転開始年月	平成4年4月
汚泥処理の方法	焼却

(3) 生活排水処理経費の状況

生活排水の処理経費の状況を以下に示します。

本村では、処理及び維持管理費を計上しています。処理及び維持管理費は平成 29 年度以降横ばい傾向にあり、1 kℓ当たり約 16,000 円の処理費用がかかっています。

表 4-2-3 処理経費

区分	H27	H28	H29	H30	R1
処理及び維持管理費（千円）	16,087	15,644	20,064	21,365	20,384
1人当たりの処理経費（円）	1,712	1,642	2,101	2,200	2,110
1kℓ当たりの処理経費（円）	15,558	15,458	16,692	16,004	16,307

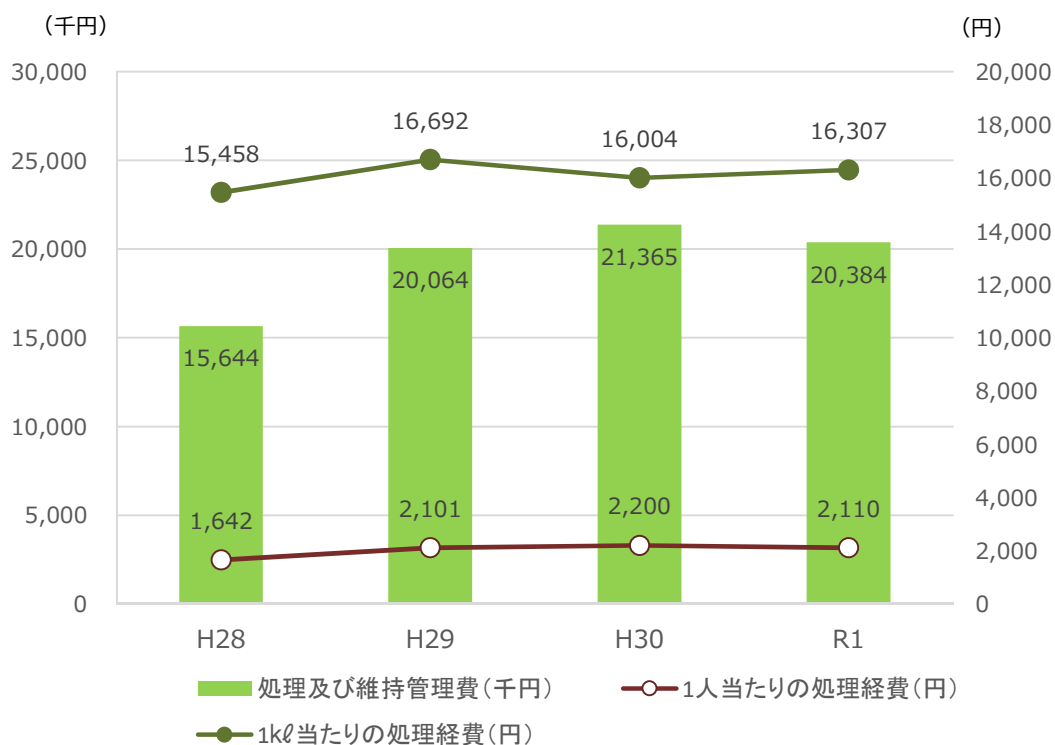


図 4-2-1 処理経費

第3節 生活排水処理の課題の整理

本村における生活排水処理に関する現状と課題は、以下のとおりです。

(1) 下水道

令和2年度における下水道人口は、4,866人であり計画処理区域内人口の50.2%となっています。本村は、下水道排水設備設置費補助金制度等、下水道整備計画を推進していき、整備区域内の下水道接続率の向上に努めていく必要があります。特に、生活雑排水が未処理となっているし尿汲み取り及び単独処理浄化槽設置地帯については早期接続を促し、指導していく必要があります。

(2) 合併処理浄化槽

本村では、合併処理浄化槽設置事業補助金制度を推進しています。浄化槽の維持管理は個々の対応となることから、点検整備・清掃を適切に行うよう指導していく必要があります。また、現在設置されている単独処理浄化槽について合併処理浄化槽に設置することや、下水道に接続するよう指導し、生活排水の適正処理を推進していく必要があります。

(3) 単独処理浄化槽

令和2年度における単独処理浄化槽人口は、3,913人であり計画処理区域内人口の40.3%を占めています。生活排水処理率向上は単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽及び下水道への転換が課題であります。補助金制度の推進と早期接続の促進の取組を図る必要があります。

(4) し尿（汲み取り）

令和2年度のし尿（汲み取り）人口は55人であり、計画区域人口の0.6%となっています。補助金制度の推進と早期接続の促進の取組を図る必要があります。

(5) 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集量が将来的に減少することが予測されますが、収集業者等の意見を参考にし、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を推進し、適正かつ効率的な収集運搬システムを今後も維持・検討していきます。

第4節 生活排水処理基本計画の基本的事項

(1) 基本理念

本村は、桂川をはじめとする3本の一級河川、2本の準用河川が流れる他、霊峰富士より湧き出る8つ湧水池「忍野八海」を有し、その豊かな水環境により出された景観は、観光地である本村の重要な観光資源となっています。

また、忍野八海は国の天然記念物に指定されており、河川の美化推進・水質浄化、忍野八海の保全是、本村にとって重要課題となっています。

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性和緊急性は、社会的に深く認識されるようになってきています。こうした状況の中において、村民・事業者・行政が協働して環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成と、し尿や浄化槽汚泥の安定的な収集・処理を将来にわたって確保し、快適な生活環境と水環境を得ることを目標とします。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、快適な生活環境と水環境を得るために、以下に示す事項を基本方針とします。

1) 下水道整備の促進

本村では、流域関連公共下水道事業が引き続き進められており、これらの事業計画に則り下水道事業を推進していきます。

また、生活排水処理率の向上を目指し、下水道処理区域内の村民に対し、下水道への早期接続を促していきます。

2) 下水道整備区域外への対応

○下水道事業認可区域を除く全区域については、合併処理浄化槽設置整備事業を推進していきます。

○分散して立地している家屋については、各戸合併処理浄化槽での処理を指導していきます。

○単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽への転換を指導していきます。

○住宅開発等が今後行われる際には、合併処理浄化槽の整備を指導していきます。

3) 生活雑排水処理の推進

生活雑排水による汚泥負荷の軽減を図るため、環境負荷の少ない洗剤の利用を促進し、廃食用油等を排水口へ廃棄しない等家庭内での適正処理について指導・啓発を行います。

(3) 目標年次

生活排水処理基本計画（以降、本計画とします。）の期間は、令和4年度を初年度とした10年間とし、令和13年度を計画目標年度とします。

中間目標年次は生活排水処理施設の整備状況を見ながら必要に応じ設けるものとし、概ね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行い、変化する社会情勢に対応できる施策の展開を図ることとします。

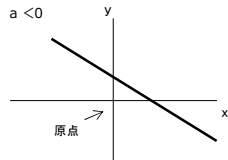
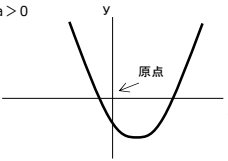
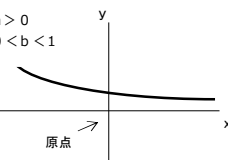
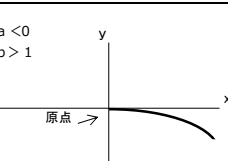
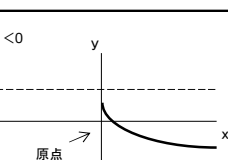
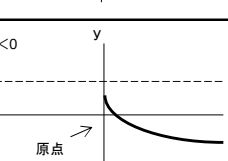
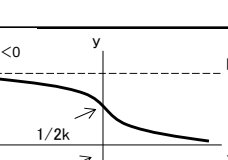
(4) 生活排水の人口・処理量予測

1) 生活排水の人口・処理量の予測

生活排水の人口・処理量の予測は、以下の手順で行います。

- ①生活排水の処理形態別人口（下水道人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集（汲み取り）人口）及びし尿汲み取り量、浄化槽汚泥量の過去5年間の実績を整理します。
- ②①の傾向を踏まえ、将来の下水道人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集（汲み取り）人口、1人1日当たりのし尿量、1人1日当たりの合併処理浄化槽汚泥量、1人1日当たりの浄化槽汚泥量（合併処理浄化槽汚泥量、単独処理浄化槽汚泥量）を、推計式を用いて設定します。
- ③設定した1人1日当たりの各処理量に②将来の人口を乗じて処理量を算出します。
- ④目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量等を決めます。
- ⑤②で用いる推計式を以下に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 4-4-1 将来予測に用いる推計式

推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$	$a < 0$ 	最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$	$a > 0$ 	放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a \cdot x \cdot b$	$a > 0$ $0 < b < 1$ 	年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$	$a < 0$ $b > 1$ 	年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$	$a < 0$ 	年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{-bx})$	$b < 0$ 	最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a、b、c=実績値から定められる係数

2) 生活排水処理形態別人口の予測

本村における処理形態別人口の予測結果を、図 4-4-1 に示します。

令和 8 年度（中間目標年度）の予測人口で増加傾向と見込んでいるのは、下水道人口、合併処理浄化槽人口であり、単独処理浄化槽人口、し尿収集（汲み取り）人口は減少傾向と見込んでおります。

令和 13 年度（目標年度）の予測人口で増加傾向と見込んでいるのは、下水道人口、合併処理浄化槽人口であり、単独処理浄化槽人口、し尿収集（汲み取り）人口は減少傾向と見込んでおります。

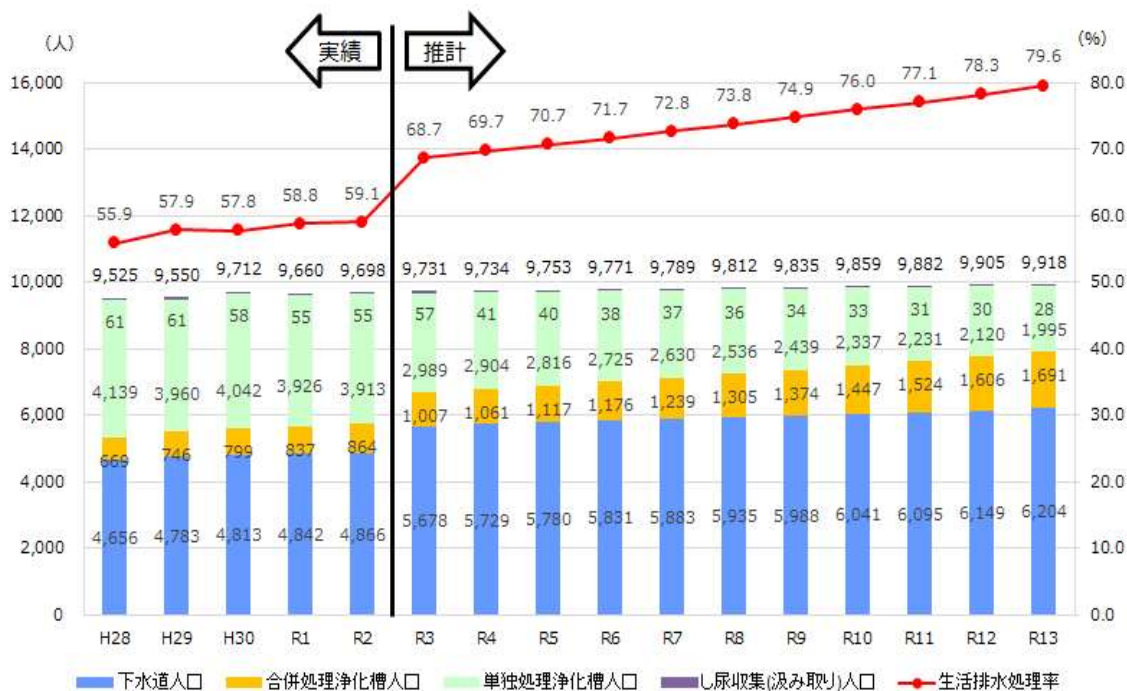


図 4-4-1 生活排水処理形態別人口の予測

2) し尿、浄化槽汚泥量の予測

し尿と浄化槽汚泥量の予測結果を、図 4-4-2 に示します。

令和 8 年度（中間目標年度）の予測で増加傾向と見込んでいるのは、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿量であり、令和 13 年度（目標年度）の予測で増加傾向と見込んでいるのは、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿量と見込んでおりますが、令和 3 年から令和 13 年度までの予測結果は、ほぼ横ばいと見込んでおります。

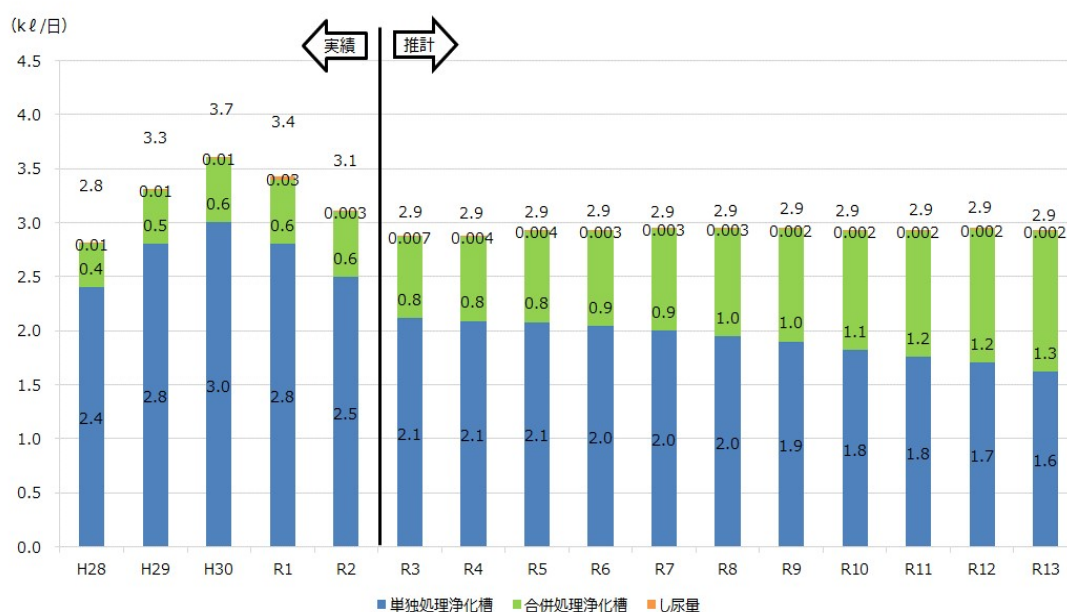


図 4-4-2 し尿量、浄化槽汚泥量の予測

3) 現在推進されている計画

生活排水処理に関して、現在推進されている国や県等の計画と本村における計画値を比較します。

国は、第4次社会資本整備重点計画（平成27年3月策定）において生活排水処理率を令和2年度までに約96%にすることを目標にしており、令和3年度からの目標を策定中です。

県は、山梨県生活排水処理施設整備構想2017（平成29年3月策定）において生活排水クリーン処理率を令和7年度までに88.8%、令和17年度までに100%にすることを目標としています。

本村は、忍野村における下水道整備計画において、令和7年度までに生活排水処理率を65%に増加させることを目標としています。

表 4-4-2 国及び県の目標と本村の目標との比較

計画		平成25年度	平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和17年度
国	第4次社会資本整備重点計画 （平成27年9月）	約89% （基準年）	—	約96% （目標）	第5次策定中	—	—
山梨県	山梨県生活排水処理施設整備構想2017 （平成29年3月）	—	80.7% （基準年）	—	—	88.9% （中期目標）	95.8% （目標）
忍野村	山梨県生活排水処理施設整備構想2017 （平成29年3月）	—	65.2% （基準年）	—	—	88.8% （中期目標）	100.0% （目標）
忍野村	社会資本総合整備計画 忍野村における下水道整備計画 （令和3年3月）	—	—	—	54.8% （基準年）	65.0% （目標）	—

(5) 基本目標

1) 生活排水処理の目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、全ての生活排水が速やかに処理施設で処理される状態へ移行することを目的として、本村内の各地区の実情に対応し、下水道、合併処理浄化槽の整備を推進していくものとします。本計画での目標値を設定します。

項目	実績値 (令和2年度)	忍野村目標	
		中間目標年度 令和8年度	目標年度 令和13年度
生活排水処理率	59.1%	73.8%	79.6%
生活排水処理人口 (人)	5,730	7,240	7,895

第5節 個別計画

(1) 抑制・再資源化計画

1) 排出抑制・再資源化に関する目標

廃棄物処理において、循環型社会を形成することが重要課題であることを踏まえ、生活排水処理においても、発生源における生活雑排水の汚濁物質の排出抑制を行うとともに、処理汚泥の再資源化を図っていきます。

下水道接続の促進により、汲み取りし尿や浄化槽汚泥等の排出抑制に努めます。

2) 排出抑制の方法

公共用水域の水質汚濁の要因である生活雑排水については、家庭での発生源対策の実施により相当の負荷削減効果が期待できます。家庭での発生源対策の進め方としては、図4-5-1に示すように、家庭において排水中に廃食用油あるいは固形の植物残渣等を混入させないこと等による台所等対策と、合併処理浄化槽の整備による対策に大別されます。

生活雑排水は、台所、風呂、洗濯等各家庭内に発生源を持つため、行政側が一方的に規制することは困難であり、生活雑排水対策の実際的な成否は、村民の理解と協力に大きく影響されるため、村民一人ひとりが、個々の生活する周辺の側溝や排水路等の住環境、汚濁した河川等水環境に目を向け、生活雑排水が汚濁の原因となっていることを認識するというような、村民の水質浄化に対する意識の啓発が必要です。

また、環境保全型商品の活用により、生活雑排水対策の取組を進めていくことも重要な方策です。

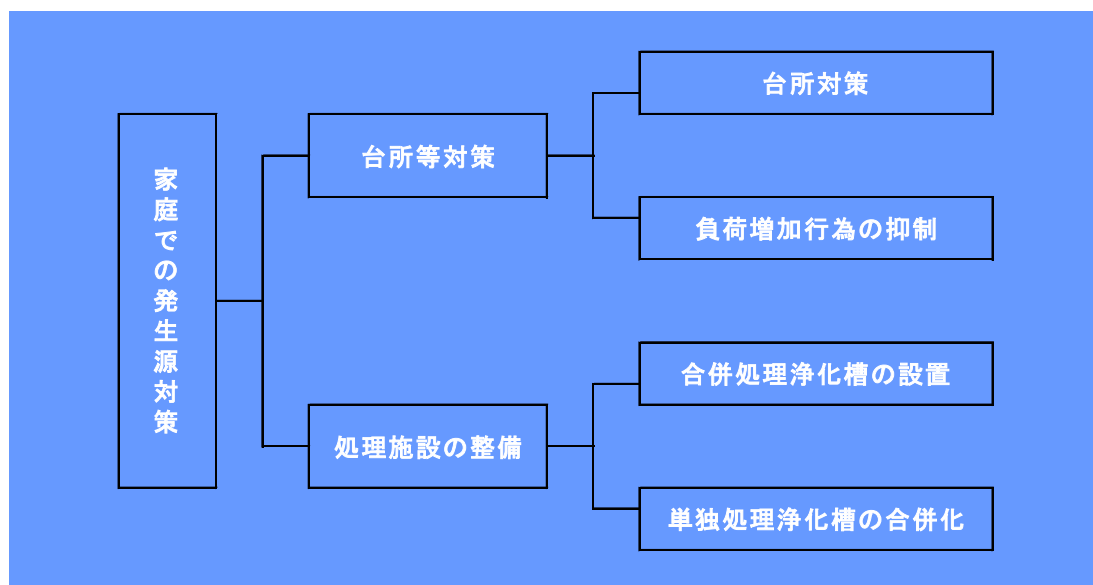


図4-5-1 発生源対策の進め方

台所での対策、洗濯時の対策及び風呂対策を以下に示します。

ア 台所での対策

○調理くず等の適正処理

食べ残しのないよう必要量を調理し、流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナー等をつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにし、出来るだけ生ごみ処理容器等を利用して、堆肥化します。また、食器の汚れをヘラや紙等で取り除いてから洗ったり、米のとぎ汁は庭や畑等に散水します。

○廃食用油の適正処理

廃食用油は、流しに捨てずに使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合には、そのまま流さないで古新聞等に吸い込ませる等して、ごみとして出します。

イ 洗濯時の対策

○洗剤は、無リン洗剤、石鹼を使用し、適正な分量を使用します。

ウ 風呂対策

○風呂の残り湯を洗濯等に再利用します。

エ EM菌による生活排水の浄化

○米のとぎ汁等は、EM菌を使って発酵液化し、環境浄化資材として利用します。

オ 浄化槽の管理

○定期的に浄化槽の保守点検・清掃を行い、浄化槽の適正な維持・管理を指導していきます。

(2) 収集・運搬計画

1) 収集・運搬計画に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に収集することはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため計画的な収集を行うことを目標とします。

2) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は、本村の行政区域全域とします。

3) 収集・運搬の方法及び量

ア 収集・運搬の実施主体

実施主体については、現況の収集・運搬体制を継続していくこととします。

表 4-5-1 収集・運搬体制

収集対象物	し尿・浄化槽汚泥
収集運搬体制	許可業者
業者数	3社
車両数	10台、24kℓ

イ 収集・運搬の経路

経路は、収集運搬車の生活道路への集中防止を考慮し、主要幹線道路を使用するよう努めます。

ウ 収集・運搬の量

収集・運搬の量については、計画処理区域からのし尿、浄化槽汚泥の発生量と同量とします。

(3) 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

処理量に対応し、安全かつ衛生的に処理していくことを目標とします。

2) 中間処理の方法及び量

ア 中間処理の対象物

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥を対象とします。

イ 処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥については、今後も引き続き富士吉田市の環境美化センターし尿処理施設で処理していきます。

ウ 中間処理量

計画処理区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。し尿等処理量の予測を図 4-5-2 に示します。

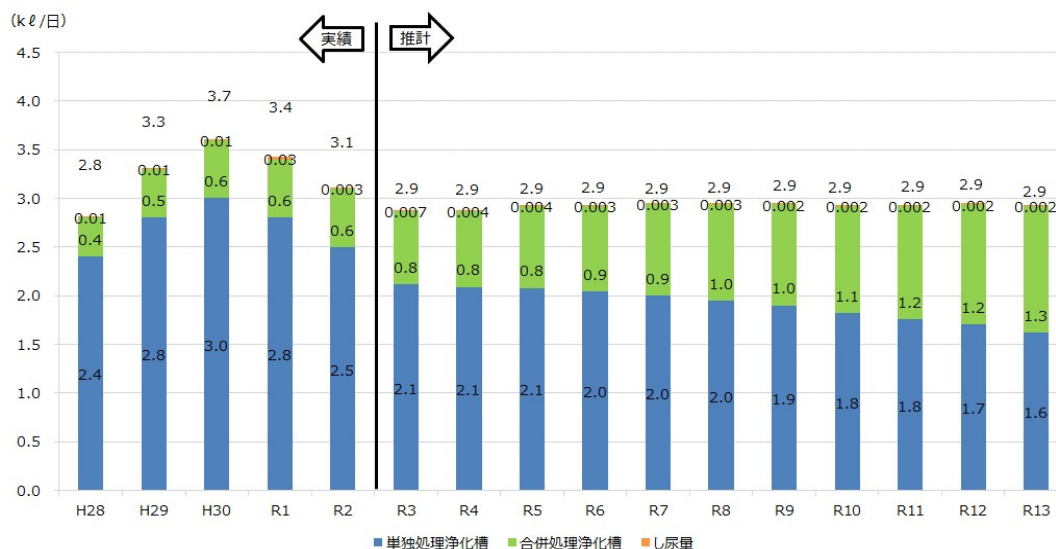


図 4-5-2 し尿等処理量の予測

3) 中間処理施設及び整備計画の概要

現在、本村のし尿及び浄化槽汚泥は、富士吉田市の環境美化センターし尿処理施設で委託処理しています。

今後も引き続き現行どおりの処理を行うこととするため、富士吉田市の中間処理方針、施設整備計画との調整を図りながら中間処理を進めていきます。

(4) 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

富士吉田市の環境美化センターし尿処理施設から発生する脱水汚泥、し渣については、処分委託先の富士吉田市の計画と十分に調整を図り、無害化、安定化するよう努め、経済性を考慮しながら、安全かつ衛生的に資源化していきます。

2) 最終処分方法及び量

処理後の脱水汚泥については、富士吉田市の環境美化センターし尿処理施設にて乾燥後焼却処分し、灰は場外処分しています。

(5) その他

1) 広報・啓発活動

本村では、全域で下水道を中心とした生活排水処理施設の整備を推進しており、汚泥負荷量の削減が十分に期待できます。しかしながら、下水道で一括処理されることにより、各個人が汚濁発生源であるという認識が薄れ、生活排水への意識・関心が薄くなりがちです。

そのため、村民一人ひとりが、個々の生活する周辺の側溝や排水路等の住環境、汚濁した河川等の水環境に関心を持ち、生活雑排水が汚濁の主因となっていることや、家庭内や地域で行う生活排水対策の実践により、身近な排水路や河川はきれいにする事ができるということを、村民に対し啓発していくことが必要です。

生活排水対策の啓発として、以下に示すようなことが効果的です。

○電子媒体による周知啓発

インターネット等を利用した情報提供により周知啓発を行います。

○村広報誌による啓発

村広報誌を利用して、生活排水対策の必要性を認識してもらいます。

○生活排水対策用資材の配布

家庭でできる対策の内容を体験してもらうために、イベント時において村民に配布することで実践活動の契機とします。

○イベント・セミナーの開催

生活排水対策の重要性を広く深めるために、イベントやセミナーを開催します。

○生活排水対策指導員・推進員

地域における生活排水対策の推進を図るため、生活排水対策指導員・推進員の育成を図ります。

○EM菌の利用促進

EM菌の利用促進を図るため、EMおしの名水倶楽部等諸団体及び地域住民への啓発活動を行います。

2) 河川の監視、湧水や池沼の保全

定期的に水質調査を行い、現状把握をしていくとともに、水質汚染等の監視を行い、汚さないことを徹底します。河川等の水質汚濁の原因となる生活排水流入等の状況を排除し、美味しい水にふさわしい環境を守ります。

忍野八海や鷹丸尾湧水群等湧水や池沼についても、清掃活動や生活排水流入の防止、崩落防止等により、形態の保全や水質の浄化に努めます。

第5章 その他の施策

第1節 災害時の廃棄物処理に関する対応

(1) し尿処理の対応

災害発生時には水洗トイレが使用できなくなることにより発生する仮設トイレの設置が必要になります。災害時の仮設トイレ設置から、し尿処理の流れは以下のとおりです。

①状況の把握

被災の状況、避難者の数等により、仮設トイレの設置場所、必要基数、し尿量等について検討します。

②仮設トイレの設置

あらかじめ避難所への設置基数、供給できる業者等の計画を策定し、被災地の衛生環境を確保するために必要と認める場合は仮設トイレを設置します。

③し尿収集・処理

設置後は、計画的に管理を行うとともに、収集、運搬における処理能力に問題が生じた場合には、県や他市町村に対して協力を要請します。

(2) 可燃ごみ・粗大ごみの処理

災害発生時は、短期間に多量の廃棄物が発生します。

更に、衛生上の問題や、悪臭・腐敗等の点から迅速に処理しなければなりません。

①ごみの収集・運搬計画

災害発生による多量のごみへの対応、被災状況に応じた収集ルート確立等、被災状況を考慮して計画を策定します。また、民間や近隣の市町村とも連携し、衛生面で支障が出ないようにします。

②仮置場の設置

仮置場は災害廃棄物の発生量から、必要面積を算出します。また、設置場所については、分別スペースの確保や搬入・搬出、環境への影響から総合的に検討し、設定します。

第 2 節 再資源化に係る協力体制の整備

(1) 事業者の協力

再資源化に係る事業者との協力体制の整備については、P53 の表の内容を今後も継続していきます。

更に、ごみ収集事業者は、村民が容易に資源ごみを収集できるような施設を提供します。

(2) 村民の理解と協力

再資源化される再生利用品についての村民の理解と協力については、P52 の表の内容を今後も継続していきます。特に木屑リサイクルは、本村において、平成 26 年から開始した循環型社会形成に向けた取組であるため、更に推進を図ります。

また、本村は、再生利用品についての最新情報、ノウハウ等を提供します。

更に、広報活動等で、ごみ問題に関する情報を提供し、環境イベント等でごみの再資源化について呼びかけを行います。

第3節 不法投棄対策

地域における不法投棄の防止策を以下に示します。

(1) 現状把握

不法投棄の現状について、捨てられるごみの多い箇所を調査し、地域と連携を図りながら対策を講じます。

(2) 看板、柵、監視カメラの設置

不法投棄の多い箇所に不法投棄防止用看板を設置します。

また、柵やネットを設置し、未然に防止します。

更に、監視カメラの設置を検討します。

(3) 村民の協力

村民は、不法投棄を発見した場合、速やかに関係機関に連絡します。

忍野村一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

編集・発行

忍野村役場 環境水道課

〒401-0592

山梨県南都留郡忍野村忍草 1514

TEL：0555-84-3111（代表）

FAX：0555-84-3717